

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300010	特定債権法の廃止または発展的改正	特定債権等に係る事業の規制に関する法律等	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、對抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	規制緩和を含む発展的改正については一部a、それ以外はb	aについては、bについては	特定債権法については、順次規制緩和を実施してきたところであるが、リース・クレジット債権等の流動化に係る投資家保護の観点から、その必要性、在り方については引き続き検討を行う。	「措置の内容」については現時点では未定	回答では、「必要性、在り方については引き続き検討を行う」とされているが、実施される内容について可能な限り具体的に示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	規制緩和を含む発展的改正については一部a、それ以外はb	aについては、bについては「措置の概要」欄内の(注)を参照	リース・クレジット債権等の流動化の一手段である資産担保型証券方式から外すべく、平成15年度中に政令改正の進められているところ。それ以外についても、特償法の必要性、在り方を含め検討を行っている。但し、現時点では検討終了時期を明示することは困難。 (注)「措置の内容」については現時点では未定。	特定債権法の廃止または発展的改正について検討し、結論を得て、平成15年度OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、その在り方について見直しを行い、措置する。(平成15年度中目途)	5008	5008010	オリックス㈱	1	特定債権法の廃止または発展的改正		特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下、特償法という。)については廃止するか、または、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正することを要望する。 なお、本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点を踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。」とされた。経済産業省の産業構造審議会産業金融部会が平成15年4月にとりまとめた「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、債権流動化促進に向けた制度の構築の一環として、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。	経済産業省 金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
																5034	5034020	(社)リース事業協会	2	特定債権法の廃止または発展的改正		<p>・特定債権法(以下、「特償法」という。)については廃止するか、特償法に抛らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。・「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。各種届出(数回/年×2通)を廃止すること。仕組規制を撤廃すること。特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。</p>	経済産業省 金融庁
																5102	5102410	(社)日本経済団体連合会	41	特償法の廃止		<p>特償法を廃止すべきである。その上で、現在の特定債権の範囲にとらわれない新たな債権流動化のスキームを構築し、債権譲渡の公告制度、投資家保護のための措置などを整備する必要がある。</p>	経済産業省 金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0300020	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第1条、第2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」ともしている。	C	-	これらの規定については、現に違反事例が刑事事件として発生しており、措置困難。 第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保証されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金全額の払戻しが保証されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することが必要である。 第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づく所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る可能性が高く、これを禁止することが必要である。 また、預り金の定義についても、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		C	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」については、他の法律に特別の規定ある者以外は禁止されているが、銀行法など一般大衆の財産の保護のための手当てがされている場合以外において、「預り金」を認めることは困難である。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。							5008	5008020	オリックス㈱	2.1	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。	金融庁 法務省
																5034	5034180	(社)リース事業協会	18	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		・第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。	法務省 金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)	(要望事項欄)													
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0300030	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	C	-	<p>本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。</p> <p>すなわち、営業形態、対象顧客、営業規模等が異なる貸金業界の現状を踏まえ、悪質業者を排除し、社債の購入者等の保護を図る観点から、一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を実施するとともに、業務の特性に対応し、貸付状況等を明確に開示するための会計の整理を義務付け、ディスクロージャーの充実を図る等の措置を講じている(注)。</p> <p>以上のように、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。</p> <p>(注)財務諸表規則上の別記事業に指定。別記事業とは、個々の事業の特性に対応した財務諸表の開示が求められている事業であり、建設業、銀行・信託業、証券業、保険事業等計19業種が指定されている。</p>		C	-	<p>本法制定前は、(a)貸金業者が預金まがいの詐欺的手段による貸付資金の調達を禁じる観点から、出資法により社債発行を禁じていたところ、営業形態、対象顧客、営業規模等が異なる貸金業界の現状を踏まえつつ、金融サービス産業の発展に資する観点から同法が定められたもの。(b)ディスクロージャーに関しては、特定金融業は証券取引法に基づく財務諸表規則上の別記事業に指定されており、事業の特性に対応した財務諸表の開示が同法の規定の下に行われている。</p> <p>以上のように、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。</p>								オリックス㈱	3.1	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止			資金業規制法に規定する資金業者等が、社債の発行等による貸付資金の受入れに際して課されている登録手続を廃止することを要望する。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
z0300040	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている(商法296条)が、短期社債については、取締役会の決議をもって一定の期間及び限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)。	b	1	社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中である。この検討を踏まえ、短期社債の発行手続についてもその見直しの要否等について検討を行う。		回答では、法制審議会等の議論においてその見直しの要否等について検討中とのことであるが、企業の機動的な資金調達を達成する観点から、検討を行い、早急に見直しを行うべきである。	b	1	社債の発行手続の見直しの要否は、他の資金調達手段との異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議論の一環として検討されている。この会社法制の現代化については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において平成17年を目途に法案提出予定とされている。この予定を目標に、法制審議会にて上記の閣議決定されたスケジュールに従って検討されており、短期社債についても、この検討に沿って発行手続の見直しの要否も含めて検討してまいりたい。					5008	5008060	オリックス㈱	6	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し			社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。」と説明している。早期に検討がなされることを要望する。	法務省 金融庁
															5034	5034160	(社)リース事業協会	16	資本市場における円滑な資金調達環境の整備(3)社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し			・社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。・平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法制の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの要否等についての検討がされる予定である。」と説明している。・早期に検討がなされることを要望する。	法務省 金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300050	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を内閣総理大臣に提出して行なうこととされている。発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならぬとされている。	c	-	発行登録制度は、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されていると考えられる会社(利用適格要件を満たす会社)についてその利用が認められるものであるが、継続開示要件を満たさない会社は、例えば当該会社の親会社が連結ベースでの企業情報を開示しているも、当該会社の個別の企業情報は開示されず、「その企業情報等が既に公衆に広範に提供されている」とは考えられない。このような会社について発行登録制度の利用を認めることとした場合、投資家は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資者保護の観点から、継続開示を行っていない会社についての発行登録制度の適用は適切ではない。	-	回答では継続開示要件と周知性要件が欠格していることを根拠に対応不可とされているが、要望内容は、(a)日々発行されるCPの商品特性、(b)連結ベースでの決算・企業情報開示、(c)事業会社の金融業務の本体から金融専門子会社への移行の流れ、等の観点から実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	投資者の権利は発行会社に対して生ずるものであり、投資家が投資判断を行なうためには、発行会社自身の企業情報等が重要である。発行会社の親会社が開示する連結ベースでの決算・企業情報開示では、当該発行会社個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)が開示されないため、投資家は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行い、不測の損害を生じる可能性があり、投資者保護上問題である。なお、当該発行会社が有価証券届出書を提出すれば有価証券の発行は可能。また、その後有価証券報告書を1年以上継続して提出し、周知性要件を満たせば発行登録制度を利用することも可能。					5008	5008070	オリックス㈱	7	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し		証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	金融庁
																5034	5034170	(社)リース事業協会	17	資本市場における円滑な資金調達環境の整備(4)短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し		・証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	金融庁
z0300060	貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	撤廃	b	貸金業の規制等に関する法律において、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであり、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中で、書面交付義務に係る規定を撤廃することは困難である。なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	回答は、法律制定の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生していることを根拠に対応不可とされているが、要望内容は、貸金業者による債権流動化の円滑化を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	撤廃	b	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方及び出資法第5条第2項については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。また、これに沿って対応して参りたい。(注)改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定。				5008	5008080	オリックス㈱	8.01	貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃		貸金業法第24条第2項に規定する貸金業者からの債権譲受に伴う書面の再交付義務の撤廃を要望する。	金融庁	
															5034	5034050	(社)リース事業協会	5	貸金業法の改正等(1)貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃		・貸金業法第24条第2項に規定する貸金業者からの債権譲受に伴う書面の再交付義務の撤廃を要望する。	金融庁	
															5101	5101132	アイフル㈱	13	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項債権譲渡等の規制の一部見直し		法第24条2項の書面交付に関して、現行の法第17条の法定記載事項の見直しを行い、顧客にも誤解を与えない債権譲渡時の必要事項(譲渡期日・譲受人名・譲受人連絡先・支払先・譲渡される債権の内容等)に限り通知を行う。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等				
20300070	法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃	貸金業の規制等に関する法律	<p>・貸金業規制法に基づき、貸金業者は、現在登録制となっており、貸金業者に対しては、過剰貸付の禁止、誇大広告の禁止、契約内容を明らかにする書面の交付義務、受領証書の交付義務、帳簿の備え付け義務、取立て行為の規制等が課されている。</p> <p>・出資法により、金銭の貸付を業として行う場合は、年29.2%の上限金利規制が課されている。</p>	C	-	<p>先般のいわゆる「商工ローン問題」にも象徴されるように法人事業者に対する貸付けにおいても、取立てをめぐるトラブルのほか、契約内容の説明不十分等の問題が生じているところであり、資金需要者等の利益保護の観点から、貸金業規制法において、法人向け貸付けに係る規制を撤廃することは困難である。</p> <p>なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p> <p>また、経済的弱者保護の観点から、刑罰を以て特に高金利の貸付け契約を禁止する特別刑罰たる出資法の趣旨に鑑みれば、貸金業規制法同様、出資法において、法人向け貸付けに係る規制を撤廃することは困難である。</p> <p>なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、出資法第5条第2項については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p>	<p>回答は、「法人事業者に対する貸付けにおいても、取立てをめぐるトラブルのほか、契約内容の説明不十分等の問題が生じているところであり、」資金需要者等の利益保護の観点から対応不可とされているが、金融サービス産業の更なる発展の観点からは速やかに検討、実施すべき事項と考えられる。この点を踏まえ、</p> <p>法人事業者は自己責任のもと、貸付契約を締結するものであり、借手保護のためにこの規制を適用すべきではなく、要望内容については、先般のいわゆる「商工ローン」の事件は取立行為に問題があるのであり、取立行為に関する法律を別途手当てして対応する、等の代替措置を創設することにより実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	C	-	<p>いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい。</p>				5008	5008090	オリックス(株)	9.01	法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃								<p>貸金業法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、その規制内容も個人債務者を保護するための法制である。しかし同法は法人に対する貸付にも適用されており、法人にとって、不要、過剰規制となっており、法人事業者に対する貸付については、貸金業法の適用除外とすることを要望する。</p> <p>資金の借手が法人となる取引については、上記規制の適用除外とすることを要望する。法人は自己責任のもと、貸付契約を締結するものであり、借手保護のためにこの規制を適用すべきではない。また、短期間の融資に際してこの金利制限のため貸手側がその取引の費用分もまかなえないことになり、借手の借入機会を奪う弊害が生じている。本事項については、平成14年3月の閣議決定で「個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、等について、実態調査を行う。」とされ、平成15年2月になってようやく金融庁により実態調査のためのアンケート徴収が行われたが、調査の結果は公にされておらず、調査結果を踏まえた検討を行なう具体的な動きもないようである。</p> <p>早急な実態調査報告の公表と規制改革の実行が必要であり、調査を踏まえて、法人向け貸付に係る貸金業規制・金利規制の全面的な見直しの検討を開始することを強く要望する。</p>	金融庁
																5034	5034060	(社)リース事業協会	6	貸金業法の改正等(2)法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃			<p>・貸金業法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、その規制内容も個人債務者を保護するための法制である。しかし同法は法人に対する貸付にも適用されており、法人にとって、不要、過剰規制であり、法人事業者に対する貸付については、貸金業法の適用除外とすることを要望する。・本事項は「実態調査を行う。」とされ、平成15年2月に調査が行われたが、結果は公にされておらず、調査結果を踏まえた検討を行なう具体的な動きもないため、早急な調査報告の公表と規制改革の実行が必要であり、調査を踏まえて、法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃、貸金業規制・金利規制の全面的な見直しの検討を開始することを強く要望する。</p>	金融庁			

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)																											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等																			
z0300080	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和	貸金業の規制等に関する法律第43条	貸金業者が貸金業規制法第17条及び第18条第1項の規定による書面交付義務を履行している場合には、債務者が任意に支払った利息制限法の定めを超える利息を有効とみなすのは、貸金業者が法第17条及び第18条の書面交付により、債務者は自らの債務を明確に認識することが可能となり、仮に債務者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得るものとするにより債務者保護を図る趣旨によるものである。 よって、上記以外の方法により弁済を受ける場合には、債務者が自らの債務の内容を明確に認識することができず、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得ない等の事態が生じるおそれがあると考えられること等から、銀行振込等による弁済について、ただちに債務者の支払の任意性を認め、有効な弁済と見なすことは困難である。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	C	-	貸金業規制法第43条第1項が、貸金業者が貸金業規制法第17条及び第18条第1項の規定による書面交付義務を履行している場合に、債務者が任意に支払った利息制限法の定めを超える利息を有効とみなすのは、貸金業者が法第17条及び第18条の書面交付により、債務者は自らの債務を明確に認識することが可能となり、仮に債務者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得るものとするにより債務者保護を図る趣旨によるものである。 よって、上記以外の方法により弁済を受ける場合には、債務者が自らの債務の内容を明確に認識することができず、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得ない等の事態が生じるおそれがあると考えられること等から、銀行振込等による弁済について、ただちに債務者の支払の任意性を認め、有効な弁済と見なすことは困難である。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。		回答は、債務者保護の観点から対応不可とされているが、 要望内容は、(a)銀行振込等にかかる貸金業規制法第18条第2項を「みなし弁済」の適用とする、(b)同法第43条適用の規定に第18条第2項を含めることが資金需要者の保護を欠くものかどうかについて調査・検討を行う、等を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。									オリックス㈱	10.1	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和			金利規制の体系として出資法の罰則金利と利息制限法の制限金利の二段階構造をとっていること、実際の支払いが銀行振込等により行われていること、借主は契約時の書面交付によって実質金利を認識していることから、銀行振込等にかかる第18条第2項を「みなし弁済」の適用とすることは不整合であり、合理的理由もない。よって、この場合にも「みなし弁済」を適用すべきである。第43条適用の規定に第18条第2項を含めることが資金需要者の保護を欠くものかどうかについて、調査・検討を行うことを要望する。	金融庁																
																											5034	5034070	(社)リース事業協会	7	貸金業法の改正等(3)任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和		・金利規制の体系として出資法の罰則金利と利息制限法の制限金利の二段階構造をとっていること、実際の支払いが銀行振込等により行われていること、借主は契約時の書面交付によって実質金利を認識していることから、銀行振込等にかかる第18条第2項を「みなし弁済」の適用とすることは不整合であり、合理的理由もない。よって、この場合にも「みなし弁済」を適用すべきである。・第43条適用の規定に第18条第2項を含めることが資金需要者の保護を欠くものかどうかについて、調査・検討を行うことを要望する。	金融庁								
																																			5101	5101140	アイフル㈱	14	貸金業の規制等に関する法律第43条第1項のみなし弁済の適用要件の一部見直し		貸金業者の預貯金口座に対する振込みによる弁済の場合において、弁済者が受取証書の交付を拒絶した場合に限り、受取証書の交付を行わなくても、法第43条第1項のみなし弁済の適用を可能とする。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300090	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	不動産特定共同事業法	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	a	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。		回答では、現在具体的な措置内容を検討中とされているが、要望内容は、投資信託等の金融商品に倣い、説明義務の撤廃・緩和を求めらるべきであり、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	a	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられる。同観点に配慮しつつ、規制改革推進3か年計画に記載された不動産特定共同事業の手続き要件に関する事項については、ビデオ等の電子機器の活用を可能とするよう平成15年度中に所要の通知を発する措置を講じる予定。		不動産特定共同事業契約締結に係る事前説明態様の多様化について検討し、結論を得て、平成15OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a	不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。(平成15年度中)	5008	5008120	オリックス㈱	12.1	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。・「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、(中略)検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのかわについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。	国土交通省 金融庁	
																5034	5034040	(社)リース事業協会	4	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。・「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、(中略)検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのかわについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。	国土交通省 金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300100	特定目的会社の借入先制限の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の6同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b		貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行う		回答では調査の実施により対応とされているが、要望内容は、SPCの借入先について、貸金業者などを追加する措置が早急に講じられることを要望しているものであり、この点について具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。					5034	5034190	(社)リース事業協会	19	資産流動化法に係る規制緩和等(1)特定目的会社の借入先制限の緩和		・本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討する。【平成15年度検討】」とされた。 ・早急に、SPCの借入先について貸金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	金融庁
																5102	5102440	(社)日本経済団体連合会	44	「資産の流動化に関する法律」における特定目的会社の借入先の拡大		特定目的会社による資金の借入先に、貸金業者を追加すべきである。	金融庁
z0300110	特定目的会社の資金調達手段の拡大	資産の流動化に関する法律第2条第2項	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定されている。	c		SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。 しかしながら、匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。 なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないと考えられる。		回答では匿名組合契約は有価証券化に馴染まないことを根拠に対応不可とされているが、要望内容は、(a)金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない、(b)例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない、等の観点から実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。 しかしながら、「匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と回答しており、まずは当方の主張についてご理解頂きたい。 なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないと考えられる。				5008	5008140	オリックス㈱	14.1	特定目的会社の資金調達手段の拡大		匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	金融庁	
															5034	5034200	(社)リース事業協会	20	資産流動化法に係る規制緩和等(2)特定目的会社の資金調達手段の拡大		匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	金融庁	
z0300120	投資顧問業における投資対象による兼業規制の撤廃	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条	認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に關する業務で、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは他の業務を営むことができる。	a		認可投資顧問業者の兼業については、今国会で成立した証券取引法等の一部を改正する法律により、平成16年4月1日から、投資顧問業者及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合には、当該業務が投資顧問業及び投資一任契約に關する業務でなくとも、個別に承認を得て、その兼業を認めることを可能とする旨の改正を行ったところである。									5008	5008150	オリックス㈱	15	投資顧問業(一任契約)における投資対象による兼業規制の撤廃		投資一任の認可を取得した投資顧問業者に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業の兼業を認めるべきである。	金融庁	
															5034	5034560	(社)リース事業協会	56	投資顧問業(一任契約)における投資対象による兼業規制の撤廃		・投資一任の認可を取得した投資顧問業者に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業の兼業を認めるべきである。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)																			
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管省庁等												
z0300130	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	簡素化についてはb、撤廃についてはc	bについては他の欄の通り	商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生じるおそれが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。 このような趣旨に鑑みれば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 ただし、契約前交付書面と契約成立時交付書面の内容が重複している点については簡素化することについては、投資家保護の趣旨及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	書面記載内容の簡素化については、契約成立前・成立時各々の交付の趣旨に照らしつつ、可能な限り重複を避ける方向で平成15年度中に結論を得るとともに、平成16年度に速やかに実施してもらいたい。併せて以下の点を明らかにしてもらいたい。 成立前・成立時各々の書面交付の趣旨をその違いも含め、明らかにすること。 「重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査」するに当たっての論点を明らかにすること。	簡素化については「措置の概要」欄内b、撤廃についてはc	bについては「措置の概要」欄内b、撤廃についてはc	1. 商品投資契約に際しては、以下の趣旨により契約締結前と締結時の書面の交付を2回に分けて交付させることで、投資家保護の徹底を図ったものである。 (1) 成立前 投資家は、商品投資契約の締結前に商品ファンドの内容について十分な知識を得ることが必要である。このため、業者に当該契約を締結するかどうかについて判断の材料となるべきものを投資家に対して提供させ、業者の業務内容、商品ファンドの内容等につき事前に顧客に対して説明させることとしている。 (2) 成立時 商品投資販売業者等が成立した場合に、その契約内容が不明確であると、後日、当事者間で契約内容を巡るトラブルを招くおそれ大きい。このため、成立した契約の内容を書面に記載させることにより、その明確化を図るとともに、投資家に注意を喚起させることにより、トラブルの発生を未然に防止する必要がある。 2. 「重複等省略をしても差し支えないものがあるかどうかについて精査」するに当たっての論点は、どちらか一方の書面から重複事項の記載を省略した場合において、投資家保護上問題がないか、と考えられるが、本年度中に措置するか否かを含めて関係省庁と検討することとしたい。 (注)「措置の内容」については現時点では未定	商品ファンドに係る契約成立時書面の記載内容の簡素化について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示された。	b	未定	契約成立前交付書面と契約成立時交付書面の内容のあり方について、投資家保護の趣旨及び双方の性格を考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008162	オリックス(株)	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和				2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		金融庁 農林水産省 経済産業省									
																											5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
																											5063	5063050	(社)日本商品投資販売業協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃			現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。	金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(再回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300140	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条	商品投資事業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。	b	その他の通り	商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務付けているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	回答においては「対応不可」とあるが、以下の点を踏まえ、再検討頂きたい。 各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)において「措置するか否かを含めて平成15年度中に結論」としていたところとあるが、現時点での検討状況はどうなっているのか。 「当該プライベート商品ファンドの顧客以外の顧客がその閲覧について要望すること自体稀である」と想定される」とあるが、本来、「稀」か否かは規制の有無の判断とは別の問題ではないか。仮に規制と関係するとの判断があるとするれば、「稀」であるならば、むしろ閲覧の必要性は極めて低いと考えるべきではないか。 「投資の判断材料として有益」とある一方、要望理由にある「私募ファンド投資家への秘密保持」の観点に言及されていないが、この点についてどのように考えるのか。 上記～を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	金融庁としては、「対応不可」とはしておらず、前回回答の通り、私募ファンドとして組成販売した商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。 (注)「措置の内容」については現時点では未定	いわゆる私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外について、検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	b	未定	商品ファンドに関する書類については、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5008	5008163	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		3.商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくともよいよう措置することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z0300150	商品ファンド法におけるクーリングオフ制度の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため、一般の投資家がその仕組みを十分に理解しないまま契約をしたり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認しうる時間的余裕を与えることとするためである。 以上のような趣旨に加え、平成10年6月に商品ファンドの最低販売単位が撤廃され、それ以降の商品ファンドの多くが個人投資家に販売されている現状において、クーリングオフ規定を撤廃することは困難。		回答においては「対応不可」とする理由として、商品ファンドの商品特性を挙げているが、次の点について投資信託との比較も含めて、再検討の上、改めて見解を示してもらいたい。 一般の投資家が仕組みを十分に理解しないまま契約を締結してしまうことが容易に想定されること 業者は「必ず利益が取得できる」または「元本相当分は保証」とする誘引の強い契約であり、かかる特性及び安全性、利殖性が強調されがちな業者の言辞により、冷静な判断をしないまま、契約締結に至るといった場合が用意に想定されるところ 上記～を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	c	-	商品投資契約において、クーリングオフ規定を設けているのは、商品ファンドが投資信託と異なり、証取法に基づく厳格な開示規制・販売規制に服しておらず、一般の投資家がその仕組みを十分に理解しないまま契約をしたり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認しうる時間的余裕を与えることとするためである。 以上のような趣旨に加え、平成10年6月に商品ファンドの最低販売単位が撤廃され、それ以降の商品ファンドの多くが個人投資家に販売されている現状において、クーリングオフ規定を撤廃することは困難。				5008	5008164	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		4.投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットイングの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
																5034	5034574	(社)リース事業協会	57.4	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットイングの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
																5063	5063060	(社)日本商品投資販売業協会	6	クーリング・オフ制度の撤廃		クーリング・オフ制度(商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる制度)を撤廃する。	金融庁 農林水産省 経済産業省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
20300160	商品ファンドにおける投資対象の組入比率制限からの預金等の適用除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組入れ割合を定めている。	C	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することを得られた成果を配分する金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組入れ割合を定めているもの。このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品から確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは困難である。		回答においては「対応不可」とする理由として、「『商品ファンド』に該当しない可能性が生じる」としているが、次の点を踏まえつつ、再度検討願いたい。 商品ファンドが否かを判断する基準は単に組入比率(の一定割合)と考えているのか。 また、組入比率制限を緩和することにより、商品ファンド性が薄れた場合に、どのような問題が生じるかと考えているのか(例えば消費者保護上の問題等)。 上記 - を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	C	-	「商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下『商品ファンド法』)は、投資家から出資された財産を主として商品投資により運用することを得られた成果を配分する投資商品(いわゆる商品ファンド)を規制対象としており、「主として商品投資により運用」の判断基準として、事務ガイドラインにおいて、金融商品等の組入比率を定めているところである。組入比率制限を緩和することとなれば、本来、別の法令(例えば、投資信託法)の対象となるべき商品ファンド性の薄い投資商品(例えば、投資信託)まで商品ファンド法の対象となりかねないという問題が生じる。						5008	5008165	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省
																5034	5034575	(社)リース事業協会	57.5	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	
20300170	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際の最低資本規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する施行令第7条第1項	商品投資販売業の許可を得ようとする場合、資本の額又は出資の総額は1,000万円以上でなければならない。	C	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することを得られた成果を配分する金融商品であることから、許可取得業者が営業活動を行う上で最低限度の資力、信用弁済力を有することが必要である。 よって、法目的である投資家保護の観点から勘案すると、親会社の如何により資本金の最低限度額を変更することは困難である。		回答では投資家保護を根拠に対応不可とされているが、 要望内容は、許可取得済の映画ファンド業者の子会社であって、「当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に」実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記 を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	本件は、親会社・子会社、兼業・専業如何に関わらず、商品投資販売業としての性質から要件を定めているものであり、前回回答のとおり、法目的である投資家保護の観点も踏まえれば、資本金の最低限度額を変更することは困難である。					5008	5008166	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		6. 映画ファンドの運用法人の許可を有する商品投資販売業者が、映画ファンドの運用に特化した子会社を設立し、子会社が運用法人としての許可を申請する場合においては、子会社の資本の額に関する1千万円の最低額の設定を撤廃し、資本の額が3百万円の有限会社でも運用法人となれるよう要望する。	金融庁 経済産業省	
																5034	5034576	(社)リース事業協会	57.6	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資販売業の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。	金融庁 経済産業省	
																5063	5063070	(社)日本商品投資販売業協会	7	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業の許可を申請する場合、その商品投資販売業者の資本の額、または出資の総額についての最低額の規定を撤廃する。		現行制度では、映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、商品投資販売業の許可を申請する場合、許可の条件として当該法人には1,000万円以上の資本の額または出資の総額が必要とされているところであるが、映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資販売業の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。	金融庁 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300180	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係)3-3-3	法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3-3-3[実質的代理店の禁止])では、信託業務を営む金融機関が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっているか確認するものとする」としているところ。	b		「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされたところである。この報告を受け、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業が進められる予定。本件事務ガイドラインについては、こうした法整備の内容を踏まえ、検討を行う。		回答では「法整備の内容を踏まえ、検討を行う」とされているが、要望内容は事務ガイドライン3-3-3を改定し、代理行為は禁止するが、媒介行為を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされたところであり、これを踏まえ、所要の法案の検討を行っているところである。本件事務ガイドラインについては、この結果を踏まえ、見直しの検討を行う。但し、現時点は検討実施時期を明示することは困難。	b		信託業務における媒介代理店に関する規定の改定について検討し、結論を得て、平成15OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。(平成16年度中)	5008	5008170	オリックス(株)	17.1	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定		事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望する。	金融庁	
																5034	5034130	(社)リース事業協会	13	信託業規制の改革(4)信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定		・事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望する。	金融庁
20300190	生命保険の構成員契約規則の廃止	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、現在検討されているものと理解しているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。	b						5008	5008180	オリックス(株)	18.1	生命保険募集人が使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を禁止する規定の撤廃		保険業法施行規則第234条第1項第2号について、法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為を禁止している規定を削除することを要望する。	金融庁	
																5018	5018010	三井住友海上火災保険(株)	1	生命保険の構成員契約規制の廃止		企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する募集が一部の商品を除き禁止されているため、実質的に法人代理店による生保商品の募集が困難となっている。本規制の撤廃を要望する。	金融庁
																5027	5027090	東京海上火災保険(株)	9	生命保険の構成員契約規制の廃止		規制を撤廃する。	金融庁
																5034	5034280	(社)リース事業協会	28	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(1)生命保険募集人が使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を禁止する規定の撤廃		保険業法施行規則第234条第1項第2号について、法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為を禁止している規定を削除することを要望する。	金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300200	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化	保険業法第276条、第277条、第280条、第302条事務ガイドライン2-3 (生命保険募集人の登録事務)、3-2 (損害保険代理店の登録関係)	募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化については、本年度にすでに業法改正、ガイドラインの改正を行っている。	d	-	一定の条件を具備すれば、募集人が所属する事務所の記載を、代理店の「本店」等の記載に代えることができることとした。 募集人登録申請書の記載事項を住所から生年月日に変更した(施行日は本年9月1日)。 募集人登録申請書の添付書類の範囲を広げるとともに、住所変更時に住民票等の添付が不要となるよう登録事項を住所から生年月日に変更した。			d	-	登録申請については、登録拒否要件(保険業法第279条)などに関しての審査を行うこととされており、募集人の生年月日及び本人の存否の確認を行うため、住民票の抄本又はこれに代わる書類は必要であるが、選択肢を広げることにより簡素化をはかったもの。					5008	5008190	オリックス㈱	19.1	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化		大規模法人代理店に対応した登録の申請・変更等の届出方法の簡素化措置の実施を要望する。 平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「生命保険募集人及び損害保険代理店の役員・使用人の登録・届出項目については、保険契約者等の保護や保険募集の公正の確保の観点から保険業法で定められている。上記目的に沿った適切な運営が確保されることを前提に、生命保険募集人等の住所の登録・届出について簡素化を図ることについて検討している。」と説明している。また、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画では、「生命保険募集人登録および変更等の届出に関し、以下に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。生命保険募集人登録に際して、登録申請者(個人)の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。【平成15年度法律施行平成15年度結論】」とされた。計画どおりの措置を要望	金融庁
															5034	5034290	(社)リース事業協会	29	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(2)生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化		・大規模法人代理店に対応した登録の申請・変更等の届出方法の簡素化措置の実施を要望する。 ・規制改革推進3か年計画(再改定)では、「生命保険募集人登録および変更等の届出に関し、以下に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。生命保険募集人登録に際して、登録申請者(個人)の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。【平成15年度法律施行平成15年度結論】」とされたが、計画どおりの措置を要望する。	金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

		(回答欄)						(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省市庁に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300210	銀行が販売する保険商品の範囲の見直し(ローン関連の長期火災保険について事業用建物も対象に含める)	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行う。			b		銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、「規制改革推進3か年計画」(再改定)に基づき検討していくこととしているものであり、具体的な対応策や実施時期を示すことは困難であるが、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行う。				5008	5008230	オリックス㈱	23.1	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業用の用供する建物も対象に含めること			銀行による保険販売については、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされた。また、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行なう。」と説明している。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。	金融庁
															5034	5034300	(社)リース事業協会	30	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(3)銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業用の用供する建物も対象に含めること			・銀行による保険販売については、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされた。また、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行なう。」と説明している。・早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300230	信託会社の解禁	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託業を営む場合については、イ．信託業法による免許取得、もしくは、ロ．銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受ける、こととされているが、現在、わが国において信託業を営んでいる者はロ．によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現在信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにするため、必要な制度整備を行うとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。						金融機関以外の者による信託会社の解禁について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		現在信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする。(平成15年度中の可能な限り早い時期を目標)	5008	5008291	オリックス㈱	29.1	信託業規制の改革		信託会社の解禁。 信託は銀行にのみ許されるものとすべきではない。参入要件を明確にして信託業への参入を促すべきである。その際の規制は銀行のような行政による強い監督規制を課すのではなく、ディスクロージャーと競争を原理としてルールを設けるべきである。	金融庁
																5034	5034100	(社)リース事業協会	10	信託業規制の改革(1)信託会社の解禁		・信託は銀行にのみ許されるものとすべきではない。参入要件を明確にして信託業への参入を促すべきである。その際の規制は銀行のような行政による強い監督規制を課すのではなく、ディスクロージャーと競争を原理としてルールを設けるべきである。	金融庁
																5100	5100120	東京都	12	特許権を運用する信託会社への一般事業会社等参入の促進		現状では営業信託を行う場合には、信託業法による免許を受けるか、もしくは銀行法等により銀行・その他金融機関の免許を得たうえで、兼営法(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律)による認可を受けなければならないが、中小企業の知的財産管理や知的財産の流動化を推進するため、特許権の信託のみを扱う場合、免許制から経済産業大臣への登録制などに規制緩和し、一般事業会社や中小企業支援機関等が特許権の信託を扱えるようにする。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300240	信託代理店の銀行以外への開放	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。					信託代理店の銀行以外への開放について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示された。	a		信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める。また、信託業務の委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とする。(平成15年度中の可能な限り早い時期を目標)	5008	5008293	オリックス㈱	29.3.1	信託業規制の改革		信託代理店の銀行以外への開放。 現在は、信託会社は存在せず、銀行が信託を兼営する場合のみが存するという異常な状態であるため、銀行が営む信託業についても実質的に銀行規制と同様の規制が課されている。このため、信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできない。しかし、信託契約の代理または媒介等を行うに過ぎず、信託の当事者になるものではないのであるから強い規制を課する必要はなく、保険代理店と同様といわべきである。信託はいわば財産管理を行うことが本旨であるから、契約獲得のための営業、情報収集といった活動は外部と提携、協力関係を構築することは合理的であり、社会全体としても効率的である。こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。	金融庁	
															5034	5034120	(社)リース事業協会	12	信託業規制の改革(3)信託代理店の銀行以外への開放		・信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできないが、こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。	金融庁	
															5035	5035030	(社)信託協会	3	信託代理店に係る規制を緩和すること		・信託代理店の行える業務を「信託業務の全部又は一部の代理」(兼営法施行規則第7条の2)から「信託契約締結の媒介及び代理」へ変更を行った上で、以下の規制を緩和すること。 信託代理店につき、「代理店となることができる者」の範囲を拡大し、金融機関以外の一般事業会社等にも拡大すること。 信託代理店の設置及び廃止について、認可制を緩和して届出制若しくは登録制とすること。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300250	信託銀行への不動産管理処分信託の解禁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融機関が営むことのできない業務として兼営法施行令第2条の2により、不動産処分信託等が規定されている。	b	II	金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	II	金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討を行うこととしており、現時点で検討終了時期を示すことは困難である。					5008	5008292	オリックス㈱	29.2.1	信託業規制の改革		信託銀行の不動産管理処分信託。 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令」の改正により、金融機関が営むことができない業務として不動産処分信託が指定された。これは銀行等の金融機関の経営の健全性の観点から、不動産の処分を行う信託は兼業事業として問題があるとするものようである。しかし、仮に不動産が兼業として問題があるとしても、信託勘定は信託財産として独立したものであり、銀行本体に直接影響を及ぼすものではないから、何ゆえこれを禁止しなければならないのか、論拠に乏しい。しかも、銀行の健全性に影響を及ぼすとしておきながら、先行している数行には既得権として不動産処分信託を認めながら、経過措置後の禁止や不動産処分信託の分離を命じてもいない。これは既得権を擁護するに過ぎない規制であり、規制の根拠そのものの破綻を示すものである。不動産処分信託事業におけるキャパシティの拡充と競争促進のためにも、所要の要件を充たす信託銀行に不動産処分信託を認めるべきである。(仮に、これを認めないのであれば、すべての信託銀行についてこれを禁止すべきであり、そうすると我が国には不動産管理処分信託を行うことが許された者はいなくなるので、上記(1)の点の実行は必然となる。)	金融庁
																5034	5034110	(社)リース事業協会	11	信託業規制の改革(2)信託銀行の不動産管理処分信託について		・不動産処分信託事業におけるキャパシティの拡充と競争促進のためにも、所要の要件を充たす信託銀行に不動産処分信託を認めるべきである。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300260	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。	c	-	適格機関投資家の範囲の拡大については、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえて適格機関投資家の範囲の拡大を行い、有価証券報告書提出会社である事業会社については、貸借対照表上の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額を500億円以上から100億円以上に引き下げることでその範囲の拡大を図ったところであり、更なる引き下げは困難である。また、個人投資家については、同報告において、「私募債の取得の勧誘を行なう場合、従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応が大きく異なることなどを考慮し、現時点において個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされており、現時点での措置は困難である。	-	回答では平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を根拠に対応不可とされているが、要望内容は、根強い現場ニーズに基づいて更なる緩和を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	適格機関投資家の範囲の拡大について、平成15年4月1日に施行されたところであるが、その検討に当たっては金融審議会において要望主体などからのヒアリングを行い、要望されている事項も含めて検討した結果、要望された事項は一般投資者を保護する観点から見送られた。なお、事業会社の更なる拡大及び個人投資家の追加については、範囲拡大後の適格機関投資家の届出の状況等を踏まえた上で、当該適格機関投資家以外の一般投資家への転売規制を確保し、一般投資家を保護する観点から慎重に検討すべき。				5008	5008360	オリックス(株)	36	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大		適格機関投資家の範囲をさらに拡大し、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また、個人投資家についても資力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行った者については適格機関投資家の資格を付与するべき。	金融庁	
																5034	5034320	(社)リース事業協会	32	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大		適格機関投資家の範囲をさらに拡大し、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また、個人投資家についても資力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行った者については適格機関投資家の資格を付与するべき。	金融庁
z0300270	運用機関の株主提案	商法第232条ノ2	商法上、6ヶ月以上、総株主の議決権の百分の一以上の議決権を有する株主等は、株主提案権を行使できることが規定されている。	d	-	商法において、6ヶ月以上、総株主の議決権の百分の一以上または三百個以上の議決権を有する株主は、株主提案権を行使できることが規定されている。したがって、信託業法や投資顧問業法に規定しておらずとも、信託銀行、投資顧問業者が、その所有する株式について株主として株主提案権を行使できることは商法上明確である。		回答では、信託銀行等が所有する株式について株主提案権を行使できることは商法上明確であることであるが、要望の趣旨は、投資顧問業者等が顧客の委託を受けて運用を行う際に受託者責任の観点から、議決権の代理行使同様、提案権も代理行使できるようにすべきとのことであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	-	・投資顧問業者等が顧客の委託を受けて、株式に投資した場合には、議決権、提案権を含めた株主の権利は、発行企業との関係においては株式の名義人である顧客または信託銀行に帰属することとされる。もともと、投資顧問業者等による株主権の行使に当っては、投資顧問業者等と顧客の間で契約等に基づいて、各事項について顧客の意向確認の要否等具体的な態様を規定することは可能であり、現在においても既に、当事者間でこうした契約条項を設けることにより、顧客の意向を確認すべき事項の範囲等を定めていることが多いと聞いている。				5008	5008370	オリックス(株)	37	運用機関の株主提案		株主提案をできることを明示してほしい。	金融庁	
																5034	5034590	(社)リース事業協会	59	運用機関の株主提案		・信託銀行、投資顧問業者が、顧客資金の運用において所有する株式の発行会社に対して株主提案をすることができるか否かが明確でない。根拠法の中では、"できる"とは限定列挙されていないため、株主提案をできることを明示してほしい。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300280	生命保険における特定契約規制の範囲縮小	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、規制対象を縮小することは困難である。		回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨を根拠に対応不可とされているが、 そもそも特定関係法人に対し募集可能な保険種目が規定されているにも関わらず、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われないため、実質的に代理店による募集が制限されているという不合理が生じている。また、特定関係法人に対する募集についても募集行為や契約管理等の業務が発生することは当然であり、かつ特定関係法人の範囲が相当広いものであることを考慮すれば、一定の範囲縮小は実施可能と考える。これらの点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点から特定関係法人の範囲を縮小することは困難である。					5018	5018020	三井住友海上火災保険㈱	2	生保特定契約規制の範囲縮小		生保法人代理店が、関連企業物件(特定者を契約者とする契約)を募集した場合、代理店手数料を支払うことができないため、「特定関係法人の範囲」を縮小する。	金融庁
																5027	5027110	東京海上火災保険㈱	11	生保特定契約規制の範囲縮小		「特定関係法人の範囲」を縮小する。	金融庁
z0300290	生命保険代理店の乗合要件の緩和	保険業法282条第3項同施行令第40条大蔵省告示第228号金融庁告示11号事務ガイドライン2-1(2)	代理店が複数の保険会社と委託契約を締結し、乗合代理店となる場合には、一定の要件を充足しなければならない。具体的には、2名以上の募集人があり、且つ、そのうち1名以上が専門課程を習得していなければならない。(但し、クロス特例は1名)	c	-	生命保険募集人の乗合要件は、保険契約者の保護を図るという観点から定められたものであり、その規制を撤廃・緩和することは困難である。		回答では、保険契約者保護の観点から対応不可とされているが、 保険契約者保護に関しては既に保険業法にとどまらず多岐にわたる規制が存在する。一方、消費者の商品選択肢の拡大等の観点からは、生命保険代理店が複数の保険会社の商品を扱うために、資格者人数要件といった形態規制を課す必要はないと考える。なお、損害保険代理店に対する同様の規制は存在しない。これらの点を踏まえ具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	生命保険募集人の乗合要件については、契約者の保護を図るという観点から、教育責任者、業務管理責任者を配置すること、このため最低2名の規模の代理店とすることが必要であると定められたものであり、その規制を撤廃・緩和することは困難である。					5018	5018030	三井住友海上火災保険㈱	3	生保代理店の乗合要件の緩和		代理店が複数の保険会社と委託契約を締結する(乗合代理店となる)場合には、一定の要件を充足しなければならない。具体的には、2名以上の募集人があり、かつ、そのうちの1名以上が専門課程を取得していなければならない(但し、クロス特例は1名)。この要件の緩和を要望する。	金融庁
																5027	5027120	東京海上火災保険㈱	12	生保代理店の乗合要件の緩和		乗合代理店となるための要件を撤廃する。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300300	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	保険業法第276条、第277条、第278条	法人代理店が、代理店でない他の法人と合併し非継続法人となる場合や、代理店部門が新設分割された会社に移る場合など、現に代理店として登録されている法人から別の法人に代理店の業務が承継される場合には、代理店業務を承継する法人が、代理店の新規登録申請を行う必要がある(予備登録はできない)。	c	-	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑み、慎重な検討が必要である。		回答では、一定期間の登録猶予では契約者保護の観点に鑑み、慎重な検討が必要とのことであるが、	c	-	新設・合併の手続き等が完了するまで、代理店登録を行う法人の実態は確定しておらず、そのような不確定な者に対して予備登録なるもので募集人の地位を認めることになれば、事実上、登録拒否要件の審査を潜脱することを許すことになりかねず、保険契約者保護の観点から、措置困難である。					5018	5018040	三井住友海上火災保険㈱	4	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例		法人代理店が、代理店でない他の法人と合併し非継続法人となる場合や、代理店部門が新設分割された会社に移る場合など、現に代理店として登録されている法人から別の法人に代理店の業務が承継される場合、代理店業務を承継すべき法人の代理店登録が実施されるまで募集活動が行えず、空白期間が生じる。代理店業務を承継すべき法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める(新設・合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できない場合は取消すといったもの)か、一定期間の登録猶予を認めることを要望する。	金融庁
								5029								5029030	(社)日本損害保険協会	3	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例		代理店業務を承継すべき法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める(新設・合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できない場合は取消すといったもの)か、一定期間の登録猶予を認めていただきたい。	金融庁	
z0300310	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の継承	保険業法第276条、第277条、第278条	個人代理店の店主が死亡した場合には、死亡した時点で代理店登録が失効となる。当該代理店の使用人が当該代理店の契約者を承継する場合は、新たに代理店登録申請を行わなければならない。	c	-	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑み、慎重な検討が必要である。		回答では、一定期間の登録猶予では契約者保護の観点に鑑み、慎重な検討が必要とのことであるが、	c	-	登録拒否要件の存否はあくまで登録時において判断すべきものであるが、予め指定した承継人についてのみ、事後審査を可能とすると、事実上、登録拒否要件の審査を潜脱することになりかねず、保険契約者保護の観点から、措置困難である。					5018	5018050	三井住友海上火災保険㈱	5	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の継承		個人代理店の店主が、急病・事故等で急死した場合、店主死亡の時点で代理店登録は失効するため、募集に従事する使用人によって募集を継続している体制が維持されている場合であっても、当該使用人等を新たに代理店として登録するまでの間は募集できない(無登録募集となる)。一定の条件(店主死亡の場合の承継人を届け出ておくなど)の下で、店主死亡の場合に一定期間(具体的には府令等で規定する)の承継代理店の登録猶予を認め、募集活動の継続を可能にすることを要望する。	金融庁
								5029								5029200	(社)日本損害保険協会	20	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の継承		一定の条件(店主死亡の場合の承継人を届け出ておくなど)の下で、店主死亡の場合に一定期間(具体的には府令等で規定する)の承継代理店の登録猶予を認め、募集活動の継続を可能にしていきたい。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300320	代理店登録事項(使用人届)の猶予期間の設定	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン3-2、4-1-12	代理店は、役員又は使用人に保険募集を行わせる場合には、事前に当該使用人の氏名等を届け出ることとされている。	c	-	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要である。		回答では、一定期間の登録猶予では契約者保護の観点に鑑み、慎重な検討が必要とのことであるが、 本件の「届出」は、審査を伴わない手続きであることから、事前の手続きに拘る必要は必ずしもなく、事後手続きで足りるものであり、不適格な使用人を使用することは代理店の登録拒否事由に該当するため、代理店が自ら不適格な使用人を雇用する理由は考えにくい。また、十分な募集能力・経験を有する者が転居等に伴い別の代理店に勤務する場合、現行法上即戦力としての期待がありながら実際には活躍の機会が奪われている実態にある。要望内容は、募集等能力のない者を排除するような仕組みを担保すれば対応可能と思われるが、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	事後登録を認めた場合には、募集から届出までの間、代理店の登録拒否自由に該当する恐れのある者に保険募集を行わせることになり、代理店を通じて損害保険を購入しようとする契約者に不測の事態を招きかねず、契約者保護の観点から困難である。					5018	5018060	三井住友海上火災保険(株)	6	代理店登録事項(使用人届)の猶予期間設定		使用人届の手続きが終了するまでの間、当該使用人は募集できない。一定の要件を満たす代理店の場合(すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する誓約書・念書等を差し入れるなど)、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。	金融庁
																5029	5029210	(社)日本損害保険協会	21	代理店登録事項(使用人届)の猶予期間設定		一定の要件を満たす代理店の場合(すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する誓約書・念書等を差し入れるなど)、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。	金融庁
z0300330	保険商品等に関する申請・届出等の電子化による手続の効率化	保険業法第123条	保険業法により、保険会社には監督官庁に対する各種申請、届出手続きが規定されている。	a		各種申請の電子化については、「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき順次対応を行っているところである。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に全て措置完了するものと理解しているが、速やかに実施していただくとともに、具体的な実施時期について示されたい。	a		「金融庁電子政府構築計画」および「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき、15年9月の運用開始を目指し順次対応を行っているところである。				5027	5027020	東京海上火災保険(株)	2	申請・届出の電子化		早期に電子データによる申請・届出等も可能とする。	金融庁	
															5029	5029070	(社)日本損害保険協会	7	申請・届出の電子化		早期に電子データによる申請・届出等も可能とする。	金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300340	企業向け保険商品の普通約款の自由化	保険業法第123条、規則第83条	普通保険約款の変更については、法による認可又は届出が必要となっている。	d	-	弾力的な組換えが必要となる企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。		回答では、企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済みとされているが、要望内容は、外国又は国際間に係る契約に限定することなく、「特約自由方式の企業向けの保険商品のすべて」や「企業向けの保険商品のすべて」について実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	国内の契約については、保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業が相当程度存在するところであり、普通保険約款に特別保険約款を付す形式の保険契約を廃することは、これらの契約者の保護の観点から問題がある。					5027	5027030	東京海上火災保険㈱	3	企業向け保険商品の普通約款の自由化		企業向けの保険商品については、すべて普通保険約款を自由化していただきたい。	金融庁
																5029	5029090	(社)日本損害保険協会	9	企業向け保険商品の普通約款の自由化		特約自由方式の企業向けの保険商品については、普通保険約款を自由化していただきたい。	金融庁
z0300350	商品の届出における事前審査権の廃止	保険業法第123条、125条、規則83条	保険業法123条第2項に規定されている届出については、行政による事前審査が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	c	-	事前審査は、保険契約者保護の観点から行われているものであり、廃止することは困難である。		回答では、保険契約者保護の観点から廃止困難とされているが、既に認可から届出制に規制緩和された保険については、保険契約者保護を踏まえた上で当該規制緩和がなされたにも関わらず、実質的に従前の認可と同様の運用である不都合が生じており、また、「保険業法における事前審査権ある届出」が「行政手続法に定義される届出」と整合性を欠くものとなっている。加えて、社会や市場の変化に対応した消費者ニーズへの迅速な対応が阻害されている。これらの点を踏まえ改めて具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	保険商品は公共性を有するとともに本質的に複雑な契約となる商品であるため、商品の特性を踏まえて契約者保護のために最低限度必要となる審査を行っているものであり、届出制についてもこの審査を廃止することは適当でない。なお、届出については申請内容に応じた審査の上で期間短縮を行っており、消費者ニーズへの迅速な対応にも配慮している。また、行政手続法における「届出」は、保険業法の一定期間経過後に効力が生じる届出を排除しておらず、整合性を欠くことにはなっていない。					5027	5027040	東京海上火災保険㈱	4	商品の届出における事前審査権の廃止		市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするという観点から、保険契約者保護等の面で問題が少くない商品に関しては、業法に規定する「届出」について、事前審査権を廃止する。	金融庁
																5029	5029100	(社)日本損害保険協会	10	商品の届出における事前審査権の廃止		市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするという観点から、保険契約者保護等の面で問題が少くない商品に関しては、業法に規定する「届出」について、事前審査権を廃止する。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300370	子会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b	、	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大については、保険業法上、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」とされているところであり、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討を行う。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、現在検討されているものと理解しているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。	b	、	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき検討していくこととしているものであり、平成16年度までに実施することの可否について示すことは困難であるが、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討を行う。					5027	5027060	東京海上火災保険㈱	6	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	金融庁	
																5029	5029110	(社)日本損害保険協会	11	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	金融庁	
																5027	5027070	東京海上火災保険㈱	7	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の見直し	業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等(=証券法上の子会社)までとし、関連法人等を除外する。	金融庁	
z0300380	保険会社の子会社等にかかる業務範囲規制の適用範囲の見直し	金融庁事務ガイドライン1-4-1	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	c	-	保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにもグループ全体としてのリスク管理という観点から当然必要となる。このため、財務のデフスコロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止観点から業務範囲規制を課することが必要であるとの考え方にに基づき、ガイドラインに規定されたものである。よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難である。									5029	5029120	(社)日本損害保険協会	12	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用範囲の見直し	業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等(=証券法上の子会社)までとし、関連法人等を除外する。	金融庁		
															5033	5033150	(社)生命保険協会	15	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	関連法人等を業務範囲規制の対象範囲から除外する。	金融庁		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300390	保険会社の子会社の業務範囲の追加(保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売)	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条の2	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売は認められていない。	c	-	保険会社の従属業務を行う子会社は主として当該保険会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものを子会社とすることを認めているところであり、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売のみを行う子会社を従属子会社とするは慎重な検討が必要。		回答では、従属業務を行う子会社は主として当該保険会社又はその子会社の業務を営んでいるものを子会社とすることを認めていることを根拠に慎重な検討が必要とされているが、 要望内容は、保険会社の子会社の業務範囲の拡大を求めるものであり、回答において対応不可の根拠とされているいわゆる従属業務に係る収入依存度規制を踏まえれば、早期に実施可能と考えられる。また、当該業務を子会社の業務として認めることは、業務のグループ内アウトソーシングによる保険会社経営の効率化に資するものとする。これらの点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	保険会社の従属業務を行う子会社は、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、主として当該保険会社及びその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいるものを子会社とすることを認めているところである。従属業務子会社における収入依存度規制を踏まえれば、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売を中心に行う子会社を従属業務子会社とするは、慎重な検討が必要。					5027	5027080	東京海上火災保険㈱	8	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」の追加		保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」を追加する。	金融庁
																5029	5029130	(社)日本損害保険協会	13	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」の追加		保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋または販売」を追加する。	金融庁
z0300400	保険契約移転単位の見直し	保険業法第135条	保険契約の移転においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して行わなければならないこととされている。	b	-	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について、一部移転を認める場合、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割が求められるものであり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得る」とされているところであり、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行う。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に結論を得るものと理解しているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。	b	-	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部移転を認めることについては、「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき検討していくこととしているものであり、平成16年度までに実施することの可否を示すことは困難であるが、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行う。					5027	5027140	東京海上火災保険㈱	14	保険契約移転単位の見直し		責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。	金融庁
																5029	5029140	(社)日本損害保険協会	14	保険契約移転単位の見直し		責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
20300410	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃	保険業法第97条の2、保険業法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	C	-	<p>保険会社の資産別運用比率規制については、金融審議会第二部会中間報告(平成13年6月26日)における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実(平成13年9月~オフサイトモニタリング導入)等を図ってきた。</p> <p>資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAIS(保険監督者国際機構)において求められていること等から現時点では困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った(平成15年6月、規則改正)など、資産別運用比率規制について見直しを図ったところである。</p>		C	-	<p>回答では、資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAIS(保険監督者国際機構)において求められていること等から現時点では困難とされているが、要望内容にあるように、既に実効性の高いオフサイト・モニタリングの導入等の監督手法の充実という代替措置によって規制目的は達成されていると考える。加えて、我が国における当該規制はIAISの基本原則において求められている責任準備金の合計額に相当する資産額に対して適用されるものとは異なり、取得原価での総資産対比の規制であるため、規制の意義が薄いと指摘もある。</p> <p>これらの点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>							5027	5027160	東京海上火災保険(株)	16	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃		保険会社の資産別運用比率規制を撤廃する。	金融庁	
									C	-	<p>「保険会社の業務として既に認められている業務・事務」とあるが、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行うことについては、先の国会において成立した保険業法の一部を改正する法律(平成15年法律第39号)により保険会社の付随業務として新たに規定され、その具体的内容については本年6月の施行規則改正により規定されたものである。</p> <p>また、「活発・迅速な経済活動が阻害されている」との指摘については、前回回答のとおり、本年6月の事務ガイドライン改正により、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。</p> <p>さらに、銀行との比較については、保険会社は前記の法改正前においても業務代理等を行う場合には認可が必要とされていたとともに、保険会社が行う業務代理等と銀行が行う業務代理等とはその内容が異なるものであり、単純に比較することは適当ではない。</p> <p>以上より、前回回答のとおり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行うときの認可を不要とすることは困難である。</p>							5029	5029160	(社)日本損害保険協会	16	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃		保険会社の資産別運用比率規制を撤廃する。	金融庁
20300420	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	保険業法第98条第2項、保険業法施行規則第51条の2	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるもの)を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	C	-	<p>保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるもの)を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。</p> <p>なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行おうとするときの認可については、協調融資の特性を踏まえた認可手続(契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする)としたところであり(平成15年6月事務ガイドライン改正)、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。</p>		C	-	<p>回答では、当該認可の申請をした保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められるかどうか等について審査しているものであることを根拠に対応不可とされているが、</p> <p>「保険会社の業務として、既に認められている業務・事務」とあるが、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行うことについては、先の国会において成立した保険業法の一部を改正する法律(平成15年法律第39号)により保険会社の付随業務として新たに規定され、その具体的内容については本年6月の施行規則改正により規定されたものである。</p> <p>また、「活発・迅速な経済活動が阻害されている」との指摘については、前回回答のとおり、本年6月の事務ガイドライン改正により、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。</p> <p>さらに、銀行との比較については、保険会社は前記の法改正前においても業務代理等を行う場合には認可が必要とされていたとともに、保険会社が行う業務代理等と銀行が行う業務代理等とはその内容が異なるものであり、単純に比較することは適当ではない。</p> <p>以上より、前回回答のとおり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行うときの認可を不要とすることは困難である。</p>						5027	5027170	東京海上火災保険(株)	17	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃		「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を認可不要とする。	金融庁		
									C	-	<p>「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を認可不要とする。</p>						5029	5029040	(社)日本損害保険協会	4	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃		「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を認可不要とする。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300430	代理店登録・届出手続の電子化の早期実現及び手続スケジュールの短縮	保険業法第276条、事務ガイドライン	書面にて登録・届出申請を行う必要がある	a		各種申請の電子化については、「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき順次対応を行っているところである。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に全て措置完了するものと理解しているが、速やかに実施していただくとともに、具体的な実施時期について示されたい。	a		「金融庁電子政府構築計画」および「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき、15年度末までの運用開始を目指し順次対応を行っているところである。					5027	5027181	東京海上火災保険(株)	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	金融庁
																5029	5029181	(社)日本損害保険協会	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	金融庁
z0300440	代理店登録・届出日の指定	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	法人代理店が、代理店でない他の法人と合併し非存続法人となる場合や、代理店部門が新設分割された会社に移る場合など、現に代理店として登録されている法人から別の法人に代理店の業務が承継される場合には、代理店業務を承継する法人が、代理店の登録申請を行う(予備登録はできない)。個人代理店の店主が死亡した場合には、死亡した時点で代理店登録が失効となる。当該代理店の使用人が当該代理店の契約者を承継する場合は、新たに代理店登録申請を行わなければならない。	c		一定期間の登録予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要である。		回答では、一定期間の登録予を実施することについて保険契約者保護の観点から慎重な検討が必要とされているが、要望内容は、登録予を求めるものではなく、登録・届出日の指定を求めるものである。また、当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に記載ある代理店登録や届出手続の電子化によって実施可能と考える。これらの点を踏まえ具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	代理店登録や届出手続の電子化については、「金融庁電子政府構築計画」および「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき、15年度末までの運用開始を目指し順次対応を行っているところであるが、保険契約者保護等の観点から必要な審査期間を廃止することは困難である。なお、事務ガイドラインにおいて、登録申請書の審査については、代理店が希望する登録日を配慮の上行うこととなっている。				5027	5027182	東京海上火災保険(株)	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	金融庁	
															5029	5029182	(社)日本損害保険協会	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	金融庁	
z0300450	損害保険セーフティネットの在り方の見直し	保険業法第241条等	現行の契約者保護制度は、保険会社が破綻した場合に、責任準備金(保険金等の支払のために積み立てられる準備金)を一定割合まで補償し、保険契約の継続を図る仕組みとなっている。	b		損害保険に関する契約者保護制度については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、見直しについて検討する」とされているところであり、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、検討していく必要があると考えている。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、現在検討されているものと理解しているが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。	b		損害保険に関する契約者保護制度については、「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき検討していくこととしているものであり、平成16年度までに実施することの可否については、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、検討していく必要があると考えている。				5027	5027190	東京海上火災保険(株)	19	損害保険セーフティネットの在り方の見直し		迅速な破綻処理による社会的コストの削減及び契約者保護の充実の観点から、破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更する。	金融庁	
															5029	5029230	(社)日本損害保険協会	23	損害保険セーフティネットの在り方の見直し		迅速な破綻処理による社会的コストの削減及び契約者保護の充実の観点から、破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更する。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等	
20300480	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条の2、事務ガイドライン第二分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業務は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、本業との親近性が薄いこと等から慎重な検討が必要。		・回答によれば、「本業との親近性が薄いこと等」を理由として慎重な検討が必要とされているが、 次のような観点を踏まえ、更なる検討を行ってほしい。 ()生命保険会社は資産運用の一環として、本来業務である不動産投資に取組んでおり、賃貸・売買取引を含めてノウハウを十分に蓄積してきている。 ()「不動産の価値又は不動産の価値の判断に基づく投資判断」は、正に保険会社が本来業務として行う不動産投資そのものであり、十分に不動産投資顧問業務との親近性は認められる。 ()年金基金等投資家に対するサービスの一層の充実を目的として不動産投資顧問業務に取組もうとするもので、多様化する投資家ニーズにも合致するものと考えられる。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、保険会社における不動産投資は、オフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸により賃料収入を得ることを目的としたものが中心であり、一般の不動産業とは親近性が高いものとは言えないこと等から、慎重な検討が必要。						5033	5033030	(社)生命保険協会	3	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁		保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。	金融庁
20300490	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	保険業法第118条等	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全については、先取特権の対象資産の特定性の問題等を踏まえ、引き続き幅広い観点から検討を行う。		・回答においては、「引き続き幅広い観点から検討を行う」とされているが、 次のような観点を踏まえ、実施に向けて前向きに検討を行うとともに、検討の視点も含めてより具体的に検討内容を示されたい。 ()特別勘定については、(a)その資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に分離されている、(b)運用成果が契約者に帰属し、経営破綻の原因とは通常なり得ない、との特性を有している。 ()企業年金においては、生保特別勘定に保全措置がないため、競合する信託銀行・投資顧問会社との比較でイコールフットリングが図られていない。 ()よって、受託機関によって保全措置にこのような相違がある点について、顧客からの理解も得にくい。 上記を踏まえ、速やかに実施に移すとともに、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全については、これまで一会社内のある勘定に属する資産に特別先取特権を付与した例はなく、先取特権の対象資産の特定性の問題等、難しい課題がある。また、単に経理が区分されているからといって破綻時において資産が保全されるものではないことや、保険と信託とはその法的性格が異なること等にも留意しつつ、引き続き幅広い観点から検討を行う。					5033	5033050	(社)生命保険協会	5	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、保険業法上、100%の保全が行われるよう、保険業法に必要な手当てを行う。	金融庁	
																5102	5102480	(社)日本経済団体連合会	48	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することとすべきである。このために、保険業法上の手当てを行う必要がある。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300500	保証契約前・保証契約時書面交付義務の緩和、記載事項の簡素化	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項、第3項、第4項	契約締結前及び契約締結時における保証人に対する貸金業者の書面交付義務	b	その他 欄の 通り	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課しているところ。こうした経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中で、書面交付義務に係る規定を緩和することは、十分かつ慎重な検討を行う必要があると考える。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目的として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目的として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目的として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい。 (注)改正法施行後3年を目的として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定					5034	5034080	(社)リース事業協会	8	貸金業法の改正等(4)保証契約書面の交付について		・金銭消費貸借契約の新規契約時に保証人を付す場合、並びに保証人付きの金銭消費貸借契約について変更契約(以下、「契約等」という。)を締結する場合に、事前に保証契約の概要を記載した書面及び保証契約の詳細を記載した書面の2種類の説明書類の提示が必要であり、さらに契約等締結後に保証契約のない様を明らかにする事項等を記載した書面を交付する必要がある。 ・上記、の記載すべき事項は重複しているところが多く、事務負担も重いこと。 ・上記、の書類を1通に纏めて事前に交付するのみとすること。 また、保証契約後は、「保証契約書の写し」及び	金融庁
																5101	5101050	アイフル株	5	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項及び第4項に定める事項において、法第17条第1項に定める事項と同一主旨の事項については、これを準用することにより、多記に渡る事項の整理・統合を要望する。		法第17条第2項、施行規則第14条第1項第1号、同条第2項及び第4項に定める事項において、法第17条第1項に定める事項と同一主旨の事項については、これを準用することにより、多記に渡る事項の整理・統合を要望する。	金融庁
																5101	5101060	アイフル株	6	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項による書面及び書面記載内容の整理(同法施行規則第14条第3項第1号の削除)		法第17条第2項により、保証人予定者に対する事前説明書は、施行規則第14条第3項第1号(以下「概要書」という)、第3号(以下「詳細書」という)の2種類となっているが、このうち概要書の規定を削除する。または削除したうえで、詳細書の記載内容のうち概要書にかかる部分とその余の部分を書面中分けて記載を要する規定へ変更されたい。	金融庁
																5101	5101070	アイフル株	7	貸金業の規制等に関する法律第17条第3項による書面記載事項の整理(同法施行規則第14条第2項第10号の削除)		法第17条第3項により交付義務のある書面記載事項のうち、施行規則第14条第2項第10号の削除。	金融庁
																5101	5101080	アイフル株	8	貸金業の規制等に関する法律第17条第3項による書面記載事項の整理・統合(同法施行規則第14条第1項の整理・統合)		法第17条第3項により交付義務のある書面記載事項のうち、施行規則第14条第1項第1号ロ(貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額)と同号ヨ(貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償の別をいう。))の整理・統合。	金融庁
																5101	5101090	アイフル株	9	貸金業の規制等に関する法律第17条第4項後段による書面記載事項の簡素化(同法施行規則第14条第1項の整理・統合)		法第17条第4項後段に規定する記載事項の簡素化を図る。具体的には、同条同項第1号乃至第3号、施行規則第13条第1項1号イ及びロ程度の記載内容に変更する。	金融庁
																5101	5101100	アイフル株	10	貸金業の規制等に関する法律第17条第4項の一部見直し		法第17条第4項の規定について、「法人貸付時における代表者保証」に限り、保証人の希望する場合のみ交付を行うこととする。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300510	信託業法における受託財産制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現在の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により「金銭」、「有価証券」、「金銭債権」、「動産」、「土地及びその定着物」、「地上権及び土地の賃借権」の6つに限定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大することとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。						信託業法における受託財産制限の撤廃について検討し、結論を得て、平成15R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	a		現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の制限を撤廃する。(平成15年度中の可能な限り早い時期を目標)	5035	5035110	(社)信託協会	11	信託業法における受託財産制限の撤廃		・現行の信託業法では、信託会社が引受けることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及其の定着物、地上権及び土地の賃借権、に制限されている。 ・特許権、著作権等の無体財産権や建物の賃借権などの財産権一般を受託可能財産とするよう要望する。	金融庁
																5102	5102420	(社)日本経済団体連合会	42	信託業法における受託財産制限の緩和		特許権、著作権等の知的財産権、建物の賃借権などの財産権一般を受託可能財産として明記すべきである。	金融庁
z0300520	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃	証券取引法第65条第2項 同法施行令第17条の3	・J-REITを含むETF以外の上場した投資信託受益証券については、依然として取扱いが制限されている。 ・ETFの受益証券については、顧客が銀行で売却する場合は、当該銀行において購入した受益証券に限定されている。	b		登録金融機関は、J-REIT等の上場投信を含めた投資信託受益権について、募集の取扱いを行った場合に売買等を行えることとなり、窓口販売を行うことが可能な制度となっている。 上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から金融機関の証券業務を原則として禁止している証券法第65条の主旨や投資者保護の観点も踏まえて検討する。		回答では上場投信の取扱制限の撤廃について、「証券法第65条の主旨や投資者保護の観点も踏まえて検討する」とされているが、実施される内容についてより具体的に示された。平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討された。	b		登録金融機関は、J-REIT等の上場投信を含めた投資信託受益権について、募集の取扱いを行った場合に売買等を行えることとなり、窓口販売を行うことが可能な制度となっている。 上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から金融機関の証券業務を原則として禁止している証券法第65条の主旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、平成16年度中に結論を出すこととする。					5035	5035120	(社)信託協会	12	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REIT(上場した不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券および投資証券の取扱制限を撤廃すること		・銀行による投資信託受益証券および投資証券の取扱範囲について、J-REITをはじめ、ETF以外の上場した投資信託受益証券および投資証券については、依然として窓口販売が認められていない。 ・ETF(株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託)の受益証券については、顧客が銀行で売却する場合(銀行による売却の委託の取次ぎ等)は、当該銀行において購入した受益証券(当該銀行が当該受益証券の買付けに係る委託の取次ぎ等を行った場合)に限定されている。 ・証券市場の活性化および投資家の利便性向上の観点から、銀行における投資信託等の窓口販売業務において、全ての上場投信および投資証券について取扱制限を撤廃するよう要望するものである。	金融庁
																5102	5102430	(社)日本経済団体連合会	43	銀行における上場した投資信託受益証券・投資証券の取扱制限の撤廃		銀行の窓口販売業務において、J-REIT(上場不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券の取扱制限を撤廃すべきである。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)						(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
20300530	貸金業者の包括契約に基づく都度貸付時における交付書面の記載事項の見直し	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項貸金業の規制等に関する施行令第13条事務ガイドライン3-2-3(4)	貸金業は、貸付けに係る契約を締結したときは、法第17条第1項及び施行規則第13条に基づく書面の交付が義務付けられる。 また、事務ガイドラインによれば、包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考とする程度の一義的、具体的、明確なものであること。	b	その他欄の通り	債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、借入れ・弁済計画の参考とすることにより債務者保護を図る観点からは、包括契約締結時と当該契約に基づく個別貸付時のいずれにおいても書面を交付する必要があるところ、包括契約締結時の書面記載事項を簡素化し、貸付け時の書面記載事項と別個に規定することについては十分かつ慎重な検討が必要であると考えられる。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については未定	平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい。 (注)改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定				5101	5101010	アイフル株	1	貸金業の規制等に関する法律第17条の項目追加・見直し		現状の法第17条第1項を「個別契約の締結時」の法定記載事項に限るとし、「包括契約の締結時」の法定記載事項を新たに同条第2項として制定する。更に、「包括契約に基づく貸付けを行ったとき」の法定記載事項を新たに同条第3項として制定する。若しくは、新たに政省令にて明確に制定する。		金融庁
														5101	5101020	アイフル株	2	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項及び事務ガイドライン3-2-3取引関係の正常化(4)の整理・見直し		「包括契約を締結したとき」と「包括契約に基づく貸付けを行ったとき」の場合に交付する書面の内容を明確にし、現状のガイドラインでの取扱いではなく、法第17条第1項の改訂若しくは新たに政省令にて制定する。		金融庁
														5101	5101030	アイフル株	3	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項書面の交付義務において、包括契約に基づく都度貸付時の法定記載事項の簡素化(その1)		事務ガイドライン3-2-3(4)の包括契約に基づく貸付時の交付書面の記載事項を具体的に、法第17条第1項書面の見直しを行う。具体的には、不変項目は全て「包括契約の契約番号」にて代用可能とし、可変項目である「貸付金額」、「貸付年月日」、「貸付後残高」等のみの記載に留める。		金融庁
														5101	5101040	アイフル株	4	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項書面の交付義務において、包括契約に基づく都度貸付時の法定記載事項の簡素化(その2)		包括契約締結時に法第17条第1項にかかる書面を交付している場合、当該包括契約に基づく個々の貸付けに関しては、同法同項のうち、当該貸付けの形態により、次の掲げる事項を履行することで足りるよう改善する。 1. カードを利用してATM又はCD機等により貸し付けた場合 当該カードに下記事項を記載することにより書面の交付を要しない。 登録番号を記載する(登録更新番号は省略)。 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所、電話番号等の連絡先を記載する。 契約番号等の特定事項を記載する。 2. 前項以外(振込等)振込名義人欄に下記事項を記載することにより書面の交付を要しない。 登録商標又は包括契約に合意した特定事項を記載する。 契約番号を記載する。		金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300540	貸金業者による交付書面の電子化	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	その他の通り	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、書面交付義務を課してきたところであるが、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。 以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中で、債務者・保証人保護の観点から書面交付義務は重要な位置付けにある。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい。 (注)改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定					5101	5101110	アイフル株	11	貸金業の規制等に関する法律第18条第1項受取証書の電磁的方法による交付の追加		法第18条第1項の受取証書の交付方法を書面だけに制限することなく、顧客の希望と同意がある場合に限り、インターネット等の情報通信機を用いた電磁的方法により、法定記載事項の内容を顧客に提供した場合においては、書面の交付とみなすことを追加する。	金融庁
															5101	5101131	アイフル株	13	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項債権譲渡等の規制の一部見直し			書面による通知方法以外にも、電子メール若しくはATM画面等による通知を可とする。	金融庁
z0300550	生保募集人事務の簡素化	金融庁事務ガイドライン2-3関係	募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化については、本年度にすでにガイドラインの改正を行っている。	d	-	一定の条件を具備すれば、募集人が所属する事務所の記載を、代理店の「本店」等の記載に代えることができることとした。									5027	5027100	東京海上火災保険株	10	生保募集人事務の簡素化			事務所登録の完全削除	金融庁
z0300560	商品認可および届出に係る処分内容および理由の書面での提示・透明性の向上	業法第5条、第123条～第125条同施行規則11条～12条事務ガイドライン3-6-1	保険承認の認可申請等に対する審査基準は、保険業法第5条及び保険業法施行規則第11条及び12条に規定されている。	d	-	認可申請の却下、届出の撤回命令を行う際は、理由を付することとしている。また、損害保険商品の審査基準については、内容評価表の書式を事務ガイドラインに掲載することにより、明確化している。		回答では、現在、認可申請の却下、届出の撤回命令を行う際は、理由を付することとしているが、要望内容は、金融庁が保険商品の認可および届出に係る処分を行う場合には、当該処分の内容およびその理由・根拠について書面による提示を行うよう義務付けることを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。			認可申請の却下、届出の撤回命令を行う際は、書面で行うこととしており、その際には行政手続法を踏まえ処分の理由を書面により示すこととしている。なお、認可する際も書面で行っているが、この場合は理由を付する必要を認めない。				5027	5027130	東京海上火災保険株	13	商品認可および届出に係る処分内容および理由の書面での提示・透明性の向上		金融庁が保険商品の認可および届出に係る処分を行う場合には、当該処分の内容およびその理由・根拠について書面による提示をおこなうよう義務付ける。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300570	保険募集の総代理店制度の創設	保険業法第2条、第275条、第283条、第294条	現行の保険募集制度では、損害保険を募集する損害保険代理店は損害保険会社と直接代理店委託契約を結ぶ必要がある。	b		これまで保険会社が直接行って来た代理店との保険募集に係る委託契約を、代理店の管理等の業務と併せて外部委託できるとするために、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要であり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店(保険会社の業務の一部を受託する大型の保険代理店等)が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う」とされているところであり、こうした観点を踏まえながら検討していく必要があると考えている。		当該事項については「規制改革推進3か年計画(再改定)」に基づき、平成15年度中に結論を得るが、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。	b		これまで保険会社が直接行って来た代理店との保険募集に係る委託契約を、代理店の管理等の業務と併せて外部委託できるとしているものであり、平成16年度までに実施することの可否を示すことは困難であるが、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護等の観点を踏まえながら検討していく必要があると考えている。					5027	5027200	東京海上火災保険㈱	20	保険募集の総代理店制度の創設		保険会社との委託契約を受け、保険会社の排他的固有業務である保険引受業務以外の営業・代理店管理・事務・損害等の業務を行う「販社」と損害保険代理店との代理店委託契約を結ぶことのできる、保険募集における総代理店制度を認めて欲しい。	金融庁
z0300580	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	保険業法第136条第1項	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転をするときは、移転会社及び移転先会社において株主総会等の決議が必要とされている。	c		簡易な合併手続(商法第413条の3)の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能とされているが、その場合、各株主に対し通知等を行い、合併に反対する株主については株式の買取請求権が認められ、また合併に反対する株主が1/6以上であった場合は簡易合併を行うことができないといった措置が採られている。株式会社の合併と相互会社を含む保険会社の保険契約の移転は異なるものであり、こうしたことを踏まえれば、保険契約を他の保険会社に移転するときに、移転先会社における株主総会における決議を不要とすることは、慎重な検討が必要。		回答では、株式会社の合併と相互会社を含む保険会社の保険契約の移転は異なることを根拠に慎重な検討が必要とされているが、要望内容は、商法に規定ある簡易合併に際して生じる保険契約の承継時と、(移転先会社への影響の小さい)包括移転時の手続の規制の不整合を指摘した上で、その実施を求めているものであるが、回答によれば、少なくとも株式会社である保険会社間における包括移転については早急な実施が可能と考える。この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		株式会社の合併と保険会社の保険契約の移転とは異なるものであるほか、簡易な合併手続きについては、各株主に対し通知等を行い、合併に反対する株主については株式の買取請求権が認められ、また合併に反対する株主が1/6以上であった場合は簡易合併を行うことができないといった措置が採られていることや、相互会社については認められていないことを踏まえれば、保険契約を他の保険会社に移転するときに、移転先会社における株主総会における決議を不要とすることは、慎重な検討が必要。				5029	5029010	(社)日本損害保険協会	1	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化		包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合(例えば20分の1以内)は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。	金融庁	
z0300590	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	保険業法第98条、保険業法施行規則第51条	保険会社は、他の保険会社(外国保険会社を含む。)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行うことができるが、船主責任相互保険組合法に基づく日本船主責任相互保険組合は保険業法上「保険会社」に該当せず、保険会社はその業務代理・事務代行ができない。	b		日本船主相互保険組合が、非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ、保険会社と船主責任相互保険組合との間で代理・代行を行うことができるようにすることが適当か、引き続き検討する。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討され、示されたい。	b		保険会社と船主責任相互保険組合との間で代理・代行を行えるようにすることについては、日本船主責任相互組合が非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ検討する必要があるものであり、平成16年度までに実施することの可否を示すことは困難であるが、代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討する。					5029	5029170	(社)日本損害保険協会	17	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大		保険会社が業務の代理又は事務の代行が受託できる相手方にJPIも加える。	金融庁

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300600	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条	届出対象の損害保険商品については、積立勘定等一部の事業方法書記載項目を除き届出による変更が可能となっている。	b		届出対象の損害保険商品については、認可が必要とされていた危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項については、届出による変更が可能となるように措置済み。(平成15年5月) 他の事項については、上記のような問題が生じるものではないが、必要性を踏まえ、所要の措置を検討する。		回答における「上記のような問題」の意味とところが回答では不明であるが、要望内容の実施が特段の問題を生ずるものではなく、所要の措置の検討にあたって(事業者にとつて)必要性を勘案するとどまるのであれば、要望に基づき、速やかに実施いただくとともに、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		年度内を目処に、要望内容の実施が契約者保護の観点から特段の問題がないかを確認し、所要の手当てについて検討する。	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行について検討し、結論を得て、平成15OR16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b		届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、契約者保護上の問題がないか検討した上で、結論を得る。(平成15年度中検討・結論)	5029	5029080	(社)日本損害保険協会	8	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行		届出制対象種目については、事業方法書の変更もすべて届出によることとする(保険業法施行規則8条1・2項に規定する事業方法書必須記載事項以外についても、届出による変更を可能とする。)	金融庁
z0300610	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	保険契約者保護機構は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告しなければならないこととされている。	c		保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る資金援助を行う一般保険会社とは異なる公共性を有していることから、財産目録等の官報公告が義務付けられているところであり、その簡素化については慎重に検討する必要がある。		回答では、保険契約者保護機構が一般保険会社とは異なる公共性を有していることを根拠に慎重に検討する必要があるとされているが、公共性の差異に基づいて公告媒体を過重に決定しなければならないとは考えられない。また、保険契約者保護機構の決算公告に関する保険業法の規定は、官報ですべきという規定と日刊新聞紙ですべきという別個の規定が混合して、いわば結果的に双方を義務付けることになっていると考えられる。さらに、商法においては決算公告が特段の法律効果をもたらさないことから電磁的方法による公告ないし公開を認めても問題が少なくないとして、既に電磁的方法による決算公告を認めているところである。これらの点を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c		保険契約者保護機構は一般保険会社とは異なる公共性を有しており、また、他の法律においても少なくとも70以上の機関が財務諸表の官報への公告が義務付けられていること等を踏まえれば、「公共性の差異に基づいて公告媒体を過重に決定しなければならない」とは考えられない。等々の貴会議の指摘は当たらないと考える。保険契約者保護機構の決算公告を一般保険会社と同様に簡素化することの要望については、こうしたことを踏まえ、慎重に検討する必要がある。				5029	5029150	(社)日本損害保険協会	15	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化		保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙何れかへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。	金融庁	
z0300620	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン3-2、4-1-12	所属保険会社は、代理店の登録原簿を備えることが義務付けられており、利害関係人は、原簿の閲覧を行うことができるとされている。	c		代理店の登録情報は、代理店に係る個人・法人情報であり、プライバシーの保護の観点から、行政としては慎重な対応が必要とされる。		回答では、プライバシーの保護の観点から慎重な対応が必要とされているが、保険契約者等の保護の観点からは、プライバシーの保護も踏まえつつ、むしろ一定程度、保険代理店の登録情報の閲覧を認めるべきであると考える。また、使用人名簿については、その閲覧・共有を無制限に許容するのではなく、例えば要望にあるようなネットワークセキュリティに関する手当てを前提として、当該代理店に委託関係に認めることは、保険会社の業務の効率化に資するものと考えられる。これらの点を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c	-	財務局は保険代理店の登録情報を登録原簿に整備しているが、当該情報は行政機関に寄せられた個人情報、法人情報であり、監督当局としても必要最低限の利用にとどめているものである。このため、システム・セキュリティー確保の如何にかかわらず、保険会社等に対し情報提供する制度を整備することについては、プライバシーの保護の観点より応じることはできない。				5029	5029220	(社)日本損害保険協会	22	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有		代理店の登録情報を閲覧可能とする。また、各財務局で更新された使用人名簿を、当該代理店に委託関係を有する保険会社が電子的にアクセスできる仕組み(自社の代理店マスターデータとの照合等のために)を検討いただきたい。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300630	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険業法第98条、保険業法施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b	、	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところであり、この報告を踏まえ検討を行う。		・回答においては、金融審議会第二部会報告を踏まえ検討を行うとされており、より詳細に検討内容を示してもらいたい。上記を踏まえ、15年度中に措置を行うとともに、16年度には速やかに実施してもらいたい。	b	、	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところである。この報告を踏まえ検討を行っているところであり、現時点で詳細な内容や15年度中に措置を行うことの可否等を示すことは困難である。					5033	5033010	(社)生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁		保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。	金融庁
z0300640	保険業の代理・代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条の2	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う会社は、当該業務と以下の業務のほか他の業務を営まない場合に限り、保険会社の子会社対象会社とすることとされている。 ・保険募集 ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務 ・保険募集を行う者の教育を行う業務 ・保険業務の付随業務として認められているもの	b	、	保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲の拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「本業との関連性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないか」ということを個々に検証した上で、検討し、結論を得る。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということ個々に検証した上で、検討する。		・回答においては、「本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないか」ということを個々に検証した上で、検討する」とされているが、以下の点を踏まえ、更に前向きに検討を行ってほしい。 ()子会社による「保険業に係る代理・代行」については、保険会社のコアとなる固有業務が行われているわけではなく、極めて限定的な範囲で行われているものであり、実質的に保険会社が他の金融関連業務を兼営するという状態は生じない。 ()従って、保険会社に及ぼすリスクという観点から、「保険業に係る代理・代行」を営む会社と他の金融関連業務を営む会社を別個とすることと兼営とすることとの間に、実質的に差異はない。 ()よって、「保険会社の他業禁止の趣旨」や「グループとしてのリスク管理」の観点から、特段の問題はないものと考えられる。 ()また、本規制が緩和されることで、保険会社が従来より実施してきた業務のアウトソースや子会社の統廃合が一層促進され、経営効率化に資するものと考えられる。 上記を踏まえ、速やかに実施に移していただくとともに、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	、	保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲の拡大については、「規制改革推進3か年計画」(再改定)を踏まえ検討していくこととしているものであり、実施の可否や実施時期について示すことは困難であるが、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障をおよぼすおそれがないかということ個々に検証した上で、検討する。				5033	5033020	(社)生命保険協会	2	保険業の代理・代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大		保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認める。	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300650	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、直接投入	保険業法第97条、第118条等	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについては、規制改革推進3か年計画(再改定)において「検討する」とされており、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのかどうかという観点や、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約であるという性格を踏まえ、特約部分について現物資産による直接の受払いを認めた場合に問題が生じないかという観点に留意しつつ、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上の際に、保険会社に特約的に現物資産での受払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ。		・回答においては、「その是非を含め引き続き検討する」とされているが、 要望趣旨を踏まえ更に前向きに検討を行うとともに、提示された論点に対する検討状況を示されたい。 上記を踏まえ、速やかに実施に移すとともに、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		本要望については、「規制改革推進3か年計画」(再改定)に基づき検討を行っており、昨年度は法制面の検討も行ったところであるが、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのか、また、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約でありその部分のみ現物資産による直接の受払いを認めることが適当なのか等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行うこととしたものである。したがって、実施の可否や実施時期を示すことは困難であるが、実施の是非を含め引き続き検討を行う。					5033	5033060	(社)生命保険協会	6	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、直接投入		株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定へ保険料の直接投入を可能とすべく法令上措置する。	金融庁
z0300670	保険会社本体による信託業務の実施	保険業法第97条～第100条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。 なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、各金融法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。		・回答においては、「保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要」とされているが、 引き続き前向きに検討を行うとともに、これら論点に対する検討状況を示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b					5033	5033060	(社)生命保険協会	8	保険会社本体による信託業務の実施		保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。	金融庁		
z0300680	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理、事務代行	保険業法第98条、保険業法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c		保険会社が付随業務として行うことができる他の金融業を行う者の業務代理等については、保険会社の固有業務(保険の引受け及び資産の運用)との関連性又は親近性があるものを認めているものであり、保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難。		・回答によれば、「保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難」とされているが、 以下の点を踏まえ、前向きに検討頂きたい。 ()固有業務との関連性等については一律に判断できるものではなく、業務内容に照らして個別に判断する必要があると考えられる。 ()固有業務との関連性等のみならず、要望理由にもあるとおり、経営効率化を図るためのグループ内での経営資源及びアクセス・キャパシティの共有化やグループを超えた他の保険会社・金融機関との業務の共同化等の観点を判断基準とすることがより重要となってきた。 上記を踏まえ、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c					5033	5033100	(社)生命保険協会	10	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理、事務代行		・次の業務について、付随業務としての認可の可否を法令上明確化する。 (1) 他の金融機関の資産運用受託関連(記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務)(2) 他の金融機関のバックオフィス業務受託関連(他の金融機関の情報処理業務の受託) ・その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報隔離方法、ファイアウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。	金融庁		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300690	保険会社本体による個人向け投資アドバイス業務の解禁	保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	d	-	<p>保険会社の「その他付随業務」の取扱いについては、平成14年4月4日付けで事務ガイドラインの改正を行い、『当該業務が、法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、</p> <p>当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか、当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか</p> <p>当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか</p> <p>保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか</p> <p>という観点から考慮した取扱いとなっているか』との判断基準を提示したところであり、個々の業務に即して判断することとしている。</p>				<p>保険会社の「その他付随業務」の取扱いについては、「事務ガイドライン」により保険業に付随する業務の判断基準を示しており(平成14年4月4日改正)、個人向け投資アドバイス業務についても、行おうとする業務の内容に照らして個々に判断することとしている。</p> <p>なお、本項目については、「規制改革推進3か年計画」(再改定)において措置済とされている。</p>				5033	5033110	(社)生命保険協会	11	保険会社本体による個人向け投資アドバイス業務の解禁		<p>・本体での付随業務範囲として業務が行えるよう業法上、生命保険会社本体の業務範囲を見直す</p>	金融庁		
20300700	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁	保険業法第98条第1項第5号、証券取引法第65条	現行法上、保険会社には、私募債の引受業務は認められていない。	c		<p>保険会社を含む金融機関は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、金融機関の企業に対する過度の影響力の防止、金融機関の経営の健全性の確保等の観点から、私募債の引受等の証券業を行うことが禁止されているところであり、保険会社による私募債の引受業務を認めることは困難。</p>				<p>・回答においては、「保険会社による私募債の引受業務を認めることは困難」とあるが、回答にある各論点に沿って、措置困難とする理由をより具体的かつ明確に示してもらいたい。</p>					5033	5033120	(社)生命保険協会	12	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁		<p>・保険会社本体で、私募債の引受業務を行えるようにしていただきたい。</p>	金融庁	
20300710	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁	保険業法99条、行政手続法第5条・第6条	<p>生命保険会社は、保険金信託業務を行うことができることとなっている。</p> <p>また、保険金信託業務を行おうとする場合は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。なお、審査基準は定められていない。</p>	d	-	<p>保険金信託業務は、保険業法上、既に解禁されている。</p>				<p>・回答にあるように、「保険金信託業務は、保険業法上、既に解禁されている」ものの、要望趣旨は、その認可の申請にあたって必要となる、審査基準および標準処理期間を直ちに公表することは困難である。保険金信託業務を認可とした場合、保険契約者保護の観点から、併せて整備する必要があるものがあるかを慎重に検討する。</p>					5033	5033130	(社)生命保険協会	13	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁		<p>保険業法第99条第7項に定める認可の申請にかかる審査基準および標準処理期間を定めるとともにこれを適当な方法により公にすること。</p>	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300720	子会社化に伴う合算株式保有規制の例外の拡大	保険業法第107条、保険業法施行規則第58条の4	保険会社が他の会社を子会社化した場合の合算株式保有規制の例外は、銀行、保険会社等を子会社化した場合に限られている。	C	-	合算株式保有規制の例外は、保険会社が多様な金融業務を展開することを旨としてその組織形態を変更する場合に特に認められたものであり、例外の範囲を金融業務を営まない会社にまで拡大することは不適当。		・回答においては、「保険会社が多様な金融業務を展開することを旨としてその組織形態を変更する場合に特に認められたもの」であることを理由として、拡大は不適当であるとされているが、次のような観点を踏まえ、更なる検討を行ってほしい。 ()保険会社が多様な金融業務を展開するに際して、銀行・保険・証券といったいわゆる伝統的な金融業務のみならず、金融関連業務に含まれる多様な会社(リース・カード等)を含めた組織展開を視野に置く必要が生じていると考えられるのではない。 ()また、その際に、従属業務子会社についても、グループ全体の効率的な業務運営の観点から、機動的な再編に支障を来す事態も想定されるのではない。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	合算株式保有規制の例外はあくまで例外であり、本来的には合算株式保有規制の制限内とする必要があるところ、銀行、保険会社等を子会社化した場合についてはその業務の特性等を踏まえ一定の猶予期間が認められているものであり、他の一般事業会社を子会社化した場合にまで例外を拡大することは不適当。				5033	5033140	(社)生命保険協会	14	子会社化に伴う合算株式保有規制の例外の拡大	別表番号	保険会社が、従属業務・金融関連業務を営む会社を子会社とした場合も、合算株式保有規制の例外を認める。		金融庁
z0300730	保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化	保険業法第106条、第271条の22、保険業法施行規則第56条の2、第210条の7	保険会社及び保険持株会社は、「自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務」を営む会社を子会社とすることができる。	C	-	保険会社の子会社が、自らを子会社とする保険会社のために投資業務の一環として、広く一般的に不動産賃貸業務を行うことは、保険会社のリスク管理上の観点や他業禁止の観点から適切ではなく、認められない。		・回答においては、「保険会社のリスク管理上の観点や他業禁止の観点から適切ではなく、認められない」とあるが、不動産賃貸業務については、保険会社本体において既に認められているものであり、保険会社グループとして回答に提示された論点には該当しないものと考えられることから、更に前向きな検討を行ってほしい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	保険会社本体が行っている不動産賃貸業務は、資産の運用のため自らが所有している不動産の賃貸を行っているものである。また、保険会社は、従属業務子会社として、当該保険会社その他の事業者の所有する不動産(他の事業者から取得した不動産を含む)の賃貸を行う会社を子会社とすることがすでに認められている。 さらに、こうした範囲を超え、保険会社の子会社が、広く一般的に不動産賃貸業務を行うことは、保険会社のリスク管理上の観点や他業禁止の趣旨から適切ではなく、認められない。				5033	5033160	(社)生命保険協会	16	保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化	別表番号	保険会社及び保険持株会社の「自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務」を行う子会社が不動産賃貸業務を行い得ることを明確化する。		金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300740	登録等証券業務の本部担当職員の専任制の廃止または緩和	金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係) 5-2(2)	・「国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡し)を営む金融機関の営業所等」にあっては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合、以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと」とされている。	c	-	証券取引法第65条等の規定は、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反や、企業に対して過度の影響力を有することの防止等の観点から設けられているものである。 銀行等の金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン5-2(2)は、銀行等の金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第10号「第65条の2第1項の登録に係る業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないもの」の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、その他の業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。「金融機関」とは金融機関の内閣府令第2条第1項に定められた「金融機関」をいう。	・回答においては、「兼営による利益相反の防止等の観点」を措置困難の理由とされているが、保険会社においては総じて公共債ディーリングの取扱い実績も少なく、兼営による影響は軽微であると考えられる点を考慮し、更なる検討を行うべき時期について、その時期に示されたい。	c	-	国債証券等のディーリング業務と、投資目的の売買業務等及び融資業務との兼営を認めていないのは、金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反や、企業に対して過度の影響力を有することを防止する観点からであり、「公共債ディーリングの取扱い実績も少ない」という理由で不公正な取引が発生し得るような措置を講ずることはできない。よって、事務ガイドライン5-2(2)の廃止もしくは緩和の措置を取ることは困難である。なお、当該ガイドラインは、国債証券等のディーリング業務と投資目的の売買業務等及び融資業務との兼営を禁止しているものであり、その他の業務等との間の職員の兼任は禁止されていない。				5033	5033180	(社)生命保険協会	18	登録等証券業務の本部担当職員の専任制の廃止または緩和	公共債ディーリング業務に係る本部担当職員の専任制の廃止または緩和をすることで、他の業務との兼任を認める。		金融庁	
20300750	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	証券取引法第13条、第15条(日本証券業協会「広告に関する指針」)	投資信託の販売にあたっては、その売り付けまでに法定目論見書を交付しなければならぬが、法定目論見書(有価証券届出書に記載すべき事項)の内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は表示してはならないとされている。「異なる内容」の判断については、一般的に当該文書又は表示の全体を総合的に評価し、矛盾、虚偽、欠陥がある場合とされている。	b	その他の欄とあり	投資信託の販売に当たって販売用資料を利用する場合に、法定目論見書を同時若しくは事前に交付し、又は要約目論見書の記載内容をすべて表示することを実質的な条件とするとの規制は、日本証券業協会の自主ルール「広告に関する指針」において定められているものである。なお、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「「広告のあり方」については、法制度上の現行の規制のあり方を検証しつつ、法定目論見書、広告等を含めた「勧誘文書全体」として、今後、検討すべき課題である」とされており、金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定。	「措置の内容」については、現時点では未定。	・回答において、広告のあり方については、「金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定」とされているが、過去の実績等を事実に基づく表記である点を明確にする等、誤解を招くことのないような形で提供することを前提として、更に検討を行うべき時期について、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」においては、法制度上の現行の規制のあり方を検証しつつ、法定目論見書、広告等を含めた「勧誘文書全体」として、今後、検討すべき課題である」とされており、法定目論見書の同時交付等を条件とせず過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用すること等を含め、金融審議会において平成15年度中に検討し、結論を得る予定。	5033	5033190	(社)生命保険協会	19	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	法定目論見書の交付等を条件とせず過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用可能とする。		金融庁				

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300760	保険商品の審査の見直し	保険業法第123条～第125条同施行規則第83条、第246条事務ガイドライン1-10-10	認可申請に係る標準処理期間は90日、届出に係る効力開始は90日となっている。また、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有する認可・届出は、原則として60日以内に審査を終えるものとしている。	C	-	他社追従案件等の審査期間を60日に短縮し、措置済みである。審査期間の上限をさらに短縮することは困難である。なお、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。		・回答においては、「審査期間の上限をさらに短縮することは困難である」とされているが、規制改革推進3か年計画(再改定)にも「保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。」とされており、次の点を踏まえ、更なる検討を行ってほしい。 ()消費者の多様化するニーズに迅速に応えるとともに商品・サービスに係る消費者の選択の幅を広げることが可能となる。 ()審査期間の上限短縮(他社追従案件等以外も60日とすること)が困難であるとする根拠が示されておらず、この点を明らかにしつつ前向きに対応策を検討することが必要である。 ()検討にあたっては、法令上の措置を前提とすることが必要である。 上記を踏まえ、速やかに実施に移すとともに、実施時期について、その時期となる理由も含め、具体的に示されたい。	C	-	現在、他社追従案件とそれ以外のものは必ずから審査に要する日数が異なる等の考え方の下、法令等においてそれぞれの処理期間を定めており、実際には、審査事務を効率化することにより個別の処理期間を短縮することに努めているところである。しかしながら、ダンボール数箱分(数千ページ)に及ぶ申請であっても同じ処理期間内で処理せざるをえない現状では、申請の内容や分量が大きく異なる多数の申請について、一律に法令上の期間を短縮し所要の審査を省略して処理することは物理的に不可能であり、また契約者保護の観点から重大な問題が生ずるおそれがあるので、法令上の措置を行うことは適当ではない。				5033	5033200	(社)生命保険協会	20	保険商品の審査の見直し		規制改革推進3か年計画(改定)には、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力することが明記されている。金融庁においては、契約者保護の観点から原則として認可制を維持しつつ、審査体制の充実等を図り、現行90日間の認可に係る標準処理期間及び届出に係る審査期間につき、それぞれ全商品を対象に60日へ短縮するよう法令上措置を行う。	金融庁	
z0300770	訂正発行登録書の提出について	証券取引法第23条の4、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の5第1項及び第2項、企業内容等の開示に関する留意事項23の4-1及び23の4-2	国内社債を発行登録に基づき発行する場合、発行の都度、発行登録追補書類を作成する必要がある。また、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の提出後、訂正発行登録書の提出が義務付けられているが、この訂正発行登録書提出後は、提出事由に応じ一定の発行登録停止期間が生じる。	C	-	訂正発行登録書は、参照書類と同種の書類が新たに提出された場合、発行予定総額の減額、主たる引受証券会社の異動、発行登録の効力発生予定日の変更又は発行登録者が必要であると認められた場合に提出することとされている。発行登録制度においては、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出すれば、直ちに有価証券を取得させ、又は売り付けることが可能となるため、投資者はあらかじめ発行登録書によって企業情報等を把握しておく必要があることから、上記の事由のような投資者の投資判断に影響を及ぼすと考えられる事項に変更があった場合には、訂正発行登録書によりその情報を開示する必要があると考えられる。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、実務に配慮し、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえて、電子開示システム(EDINET)により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮(有価証券報告書の場合、4日を2日に短縮)を行ない(平成15年3月改正)、機動的な発行が可能とした。	回答では投資者の投資判断に影響を及ぼすと考えられる事項に変更があった場合には、訂正発行登録書によりその情報を開示する必要があることを根拠に対応不可とされているが、要望内容は、「参照書類の追加を理由とする訂正発行登録書の提出を不要とする(具体的には、発行登録書の参照書類の列記を不要とする)」ことの実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	投資者が投資判断を行なう際には、あらかじめ最新の企業情報等を把握しておく必要がある。よって、最新の参照書類が提出された場合、参照書類が提出された旨を記載した訂正発行登録書を提出することによりその旨を投資者に情報提供することは必要不可欠である。	5034	5034240	(社)リース事業協会	24	訂正発行登録書の提出について		・参照書類の追加を理由とする訂正発行登録書の提出を不要とすること(発行登録書の参照書類の列記を不要とする。)	金融庁				

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300780	金融機関系リース会社の業務範囲規制等について	銀行法第16条の2第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件(金融庁告示第34号)	銀行等の従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額が総収入額の50%以上であり、かつ各事業年度においてそれぞれの従属業務につき、当該銀行からの収入があることとされている。	c		従属業務を営む子会社については、当該子会社が金融関連業務を営む場合であっても、銀行等からの収入依存度規制等を定めることにより、銀行のグループ会社として実質的な結びつきを確保しているところであり、収入依存度規制等そのものを撤廃することについては、結果として銀行等が一般事業会社を子会社としていることと変わらない状態となるため、当該規制を撤廃することは措置困難。		回答では当該規制を撤廃することは困難とされているが、要望主旨を踏まえてさらに前向きに対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		収入依存度規制等は、銀行にとって他業である従属業務であっても当該銀行やその子会社のために進めている業務であることを示すことにより、銀行のグループ会社として実質的な結びつきを確保しているもの。したがって、収入依存度規制等を撤廃することは、銀行経営の健全性確保の観点から制限を課している他業禁止規定や子会社範囲の制限の趣旨に反し、結果として銀行等が一般事業会社を子会社とすることに繋がるため、当該規制を撤廃することは措置困難。					5034	5034270	(社)リース事業協会	27	金融機関系リース会社の業務範囲規制等について		・従属業務を営む子会社の収入割合の撤廃及び当該銀行からの収入条項の撤廃	金融庁
20300790	銀行系リース会社に係る規制撤廃	保険業法第275条、295条、銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3、保険業法施行規則第211条-第211条の3	損害保険代理店及び保険仲立人が、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とする保険契約(自己契約)を主たる目的として保険募集することは禁止されている。また、銀行子会社が販売できる保険商品の範囲は、銀行等と同じとされている。なお、銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始し、平成14年10月には、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	c		自己契約に対して募集手数料を支払うことについては、実質的な保険料の割引や割戻し等保険契約者に対して特別の利益を提供する恐れがあり、不公平な競争手段による保険募集等の結果、保険契約者の利益を害することから、当該規制を撤廃することは困難である。なお、銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において、「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況を見ながら、引き続き検討を行う。		回答では、自己契約に関して保険契約者の利益保護を根拠に対応不可とされているが、要望内容は、「銀行系リース会社が自社のリース物件にかかる動産総合保険についての保険を代理店として取り扱うこと」ことの実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c				5034	5034310	(社)リース事業協会	31	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(4)銀行系リース会社に係る規制撤廃		・保険業法第295条、保険業法施行規則第211条-第211条の3により、銀行系リース会社は自社のリース物件にかかる動産総合保険としての保険を代理店として取り扱うことができない。 ・保険業法第295条を削除し、保険業法施行規則第211条-第211条の3に「リース・延払物件に係る動産総合保険」「団体信用生命保険(現在住宅関連に限定されている)」、「定期保険」、「終身保険」、「養老保険」、「自動車保険」を追加すること。	金融庁			
20300800	決算短信添付資料の簡素化	東証・適時開示規則第2条(3)東証・会社情報適時開示ガイドブック第3章等	東証が作成している会社情報適時開示ガイドブックにおいて、「決算短信」は連結経営成績、連結財政状態、連結キャッシュ・フローの状況、連結業績予想等をハイライト情報として一枚紙に記載し、「添付資料」は企業集団の状況、経営方針並びに経営成績及び財政状態、連結財務諸表等、生産・受注及び販売の状況、個別財務諸表の概要、その他の決算内容説明資料を必要としている。	e		決算短信添付資料については、当庁の法令等で定めているものではなく、報道機関や投資家の要請をベースに各証券取引所が独自のルール化しているものであり、そのルールの見直しについては、各証券取引所が報道機関等を含めた関係者と協議して決定すべきものである。									5034	5034550	(社)リース事業協会	55	決算短信添付資料の簡素化		・決算短信に添付する資料の大幅な簡素化を図ること。具体的には、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報、個別貸借対照表、個別損益計算書の6種類とする。	金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
z0300810	投資一任業務を行う信託銀行が、委託者指図型投資信託および投資法人から委託される資産の運用につき、制限を設けないこと	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	b		今国会において成立した証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年4月施行)により、信託銀行が投資一任業務を営むことを可能とするための所要の措置を講じたところである。現在、運用の外部委託先として、認可投資顧問業者、信託銀行等が投信法施行令において規定されているものの、信託銀行が外部委託を受ける場合には「主として有価証券に対する投資として運用する場合を除く」とされている同施行令の取り扱いを踏まえつつ、信託業務を兼営する認可投資顧問業者が運用の外部委託先として適当か否か、今年度中に検討を行う。		回答では平成16年度までの実施は困難とされている(実施時期が明示されていない理由)が、実施時期が明示されていない理由について具体的に示されたい。 運用機関間の競争促進の観点から、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		今国会において成立した証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年4月施行)により、信託銀行が投資一任業務を営むことを可能とするための所要の措置を講じたところである。現在、運用の外部委託先として、認可投資顧問業者、信託銀行等が投信法施行令において規定されているものの、信託銀行が外部委託を受ける場合には「主として有価証券に対する投資として運用する場合を除く」とされている同施行令の取り扱いを踏まえつつ、信託業務を兼営する認可投資顧問業者が運用の外部委託先として適当か否か、今年度中に検討を行う。					5035	5035010	(社)信託協会	1	投資一任業務を行う信託銀行が、委託者指図型投資信託および投資法人から委託される資産の運用につき、制限を設けないこと				・投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条第2号においては、委託者指図型投資信託及び投資法人の運用に係る外部委託を信託会社等が受ける場合に、「主として有価証券に対する投資として運用する場合」は除外されており、株式等の運用を主体とする委託者指図型投資信託及び投資法人からの運用の委託を受けることが不可能となっている。 ・平成16年4月施行予定の改正投資顧問業法において、信託銀行への投資一任業務が解禁されるが、信託銀行が投資一任業務の認可を受けた場合には、同施行令第2条第3号の「認可投資顧問業者」として上記外部委託が当然受けられるとすべきであるが、現在、法令上の手当が行われるのか不明である。 ・投資一任業務を行う信託銀行が、特段の制約なく委託者指図型投資信託及び投資法人から運用の委託を受けられるよう、法令上の手当を行うこと。	金融庁
z0300820	投信法における委託者非指図型投資信託の運用規制の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c		証券投資信託は、「主として有価証券」への投資を目的とするものであり、有価証券の発行により広く一般投資者から資金を集めることが可能である。投資者保護の観点から、この運用業務を担当する投資信託委託業者の適格性確保のため、投信法において当該委託業者について認可制、専門義務、金銭等の預託禁止等の行為規制を課している。このような規制に服していない信託銀行に、投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用を行わせることは適当ではない。		回答では、信託銀行に投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用を行わせることは困難とされているが、要望主旨を踏まえてさらに前向きに対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c					5035	5035020	(社)信託協会	2	投信法における委託者非指図型投資信託の運用規制の撤廃			・現行の投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3において、信託会社等は委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に運用することが禁止されている。 ・委託者非指図型投資信託において、信託銀行等が信託財産を主として有価証券に運用する投資信託契約の締結を禁止する規制を撤廃すること。	金融庁			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)				別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号			
z0300830	電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用して行えるようにすること	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 貸付信託法 商法	定型的信託約款の変更や貸付信託の契約締結等の公告については、兼営法施行規則第10条及び貸付信託法第6条において日刊新聞紙によらなければならないと規定されている。	b	I	信託業務に係る公告の電磁的方法の利用については、規制改革推進3カ年計画(再改定)において「利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。」とされているところであり、電子公告制度の導入に係る法務省での検討状況等を踏まえ、定型的信託約款等の変更公告の電磁的方法の利用の可能性について、引き続き検討を行う。		b	I	定型的信託約款等の変更の公告の方法として電磁的方法を導入することについては、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況を踏まえつつ検討を行うこととしており、現時点で検討終了時期を示すことは困難である。					5035	5035040	(社)信託協会	4	電磁的方法(インターネット)による信託業務に係る公告につき、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用して行えるようにすること	・信託業務に係る公告を電磁的方法(インターネット)を用いて行うことが可能となった場合に、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用できるようにすること。	金融庁 法務省	
z0300840	更なる信託スキームの活用(営業)信託関連法制の見直しを行うこと	信託法 信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託に関する基本的な法律には「信託法」と「信託業法」が存在するが、「信託業法」が信託会社を受託者とする営業信託に関する特則を定めているのに対し、「信託法」は広く信託に関連する事項を定め一般信託の準拠法となっている。	b	I	法務省において、要望事項についての検討を含む信託法の抜本的な見直しについて、平成17年中を目途に所要の法律案を提出すべく検討に着手したところと承知しており、その検討状況を踏まえつつ、信託業法等の見直しについて検討。		b	I	要望事項についての検討を含む信託法の抜本的な見直しについては、法務省において平成17年中を目途に所要の法律案を提出すべく検討に着手したところと承知しており、その検討状況を踏まえ、信託業法等の見直しについて検討を行う。				5035	5035100	(社)信託協会	10	更なる信託スキームの活用(営業)信託関連法制の見直しを行うこと	商事(営業)信託関連法制において、例えば以下の点を緩和するよう、見直しを行うこと。 ・自己執行義務(信託法26条)の緩和 ・一定の要件を充たす場合の忠実義務(信託法22条)の緩和 ・受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等のルールの明確化 ・信託の併合・分割に関する規定の整備 ・受託者の第三者に対する有限責任の明確化	金融庁 法務省		
z0300850	出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日に係る規制の緩和、および営業時間に係る規制の撤廃	銀行法	銀行の休日及び営業時間については、銀行法第15条、銀行法施行令第5条及び銀行法施行規則第16条において規定されている。	b		金融機関における休日や店舗の営業時間については、規制改革推進3カ年計画(再改定)において「店舗の営業時間規制を撤廃することについて検討し、結論を得る。」「法定休日以外の日を休日とすることについて検討し、結論を得る。」とされているところであり、決済システムの安定性確保等に留意しつつ、設置場所の特殊事情のほか、当該営業所の業務内容(例えば、為替取引業務を扱わない出張所など)等の事情を勘案して規制を緩和することの可能性について、引き続き検討を行う。		b		金融機関の休日に係る規制の緩和や店舗の営業時間に係る規制の撤廃については、顧客利便性の維持や決済システムの安定性確保等に留意しつつ検討を行うべき問題である。したがって、当該営業所の設置場所の特殊事情のほか、業務内容等を勘案して規制の緩和を行っても顧客利便性の維持等に支障が生じることがないかどうかについて引き続き検討を行うこととしており、現時点で検討終了時期を示すことは困難である。				5035	5035130	(社)信託協会	13	出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日に係る規制の緩和、および営業時間に係る規制の撤廃	・銀行の休日は、土日、祝日、年末年始に限られており、それ以外に営業所が休日とすることができる日は、「営業所の所在地における一般の休日」に当たる日である当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日」および「営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所の休日とすることがやむを得ない日として金融庁長官が承認した日」に限られている。 ・銀行の営業所の営業時間は「午前9時から午後3時まで」と規定されており、その営業時間の変更は、延長の場合を除き、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合に限定されている。 (以下「その他」欄に続く)	金融庁		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各官庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300860	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大	・平成10年金融庁・大蔵省告示第9号(銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等) ・事務ガイドライン1-9-1(3) 信用保証業務	・銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 ・保証業務は専業体制で営むこととされている。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについては、銀行経営の健全性の観点から検討を行いたい。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。 ただし、現時点では検討終了時点を示明することは困難である。					5035	5035140	(社)信託協会	14	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大		・銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 ・保証業務は専業体制で営むこととされている。 ・銀行の子会社等が、所謂事業性ローンに係る債務保証業務を営めるようにすること。但し、対象となるローンからは、当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。 ・銀行の子会社等が保証業務以外の業務も兼業できるようにすること。	金融庁
z0300870	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、第8条、第9条、第10条、第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条、第9条、第10条	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣に提出しなければならない。	b	その他	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定。	回答によれば「15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る」とあるが、実施される内容についてより具体的に示されたい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	a	未定	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、一部書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、関係省庁と検討し、平成15年度末までにオンライン化する予定。	a	未定	電子媒体による許認可の申請等については、平成15年度末を目途として、申請窓口を一本化すべく、その体制を整備する。(平成15年度中「電子媒体による許認可の申請のみ」)	5063	5063020	(社)日本商品投資販売業協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化		主務官庁の窓口一元化	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z0300880	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条	商品投資販売業者の許可申請を行う際に、役員又は重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を「許可申請書」に添付しなければならない。	c		欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として 商業登記簿謄(抄)本のみによる確認方法や 欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっている重要な使用人に関する記載がないため、欠格要件の確認資料となりえない。次に については、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自ら証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものであり、審査の簡略化のために求めているものではないことから、撤廃は困難である。		回答においては、「外国人の場合は、官公署が証明書を発行することが不可能なため、やむを得ず誓約書のみを添付ですましている」とあるが、事実上許可条件の確認を現状に鑑みれば、申請手続きの簡素化、業者間の取扱いの公平性の観点から、例えば必要書類を誓約書に一本化する等を含め、更に踏み込んだ検討を行ってほしい。 上記を踏まえ、平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	c		公的な証明書を提出させることにより、行政当局が欠格条項の該当の有無を確実に確認できるにもかかわらず、申請者の申告(誓約書)を信用し、実質的な審査を行わないまま処理することになれば、行政当局の確認手段としては、事後的な資料の報告徴収命令又は検査によるほかなく、参入規制が部分的に形骸化するため、公的な証明書の添付を廃止することは困難である。 一方、商品投資販売業者の代表者に誓約書の提出を求めているのは、法律第6条第1項各号に規定するすべての欠格条項に該当しない旨について、申請者自ら何らかの公的な書面により証明する方法がないためであるため、添付を廃止することは困難である。 なお、投資信託及び投資法人に関する法律においても、役員および重要な使用人が外国人の場合には、商品ファンドと同様に官公署の証明書の添付は求めずに誓約する書面で添付を求めているところである。				5063	5063030	(社)日本商品投資販売業協会	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃		現行制度では、商品投資販売業者の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人に関する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないところであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0300890	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条、第17条	商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をするととき及び商品投資契約等が成立したときは、その都度一定の内容を記載した書面を顧客に交付することとなっている。	b	その他の通り	商品ファンド法において、契約締結前と締結時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要であり、後日当事者間において契約内容を巡るトラブルが生ずることを防止すること、投資家保護を図る趣旨によるものである。 上記の趣旨からすれば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型商品の再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、15年度中に措置するか否かを含め、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	回答においては、「追加型ファンドにおける再購入である場合に限り、直前に購入した追加型の商品ファンドからの変更事項のみを交付すること、若しくは、顧客から再度の契約前の交付書面の要・不要の確認による方法等をとること」について15年度中に検討し16年3月までに結論を得るとされているが、次の観点から更なる検討を行ってほしい。 要望趣旨に鑑みれば投資家保護に配慮した上で書面簡素化対応であり、実施の方向で早急に検討を行い、16年度には速やかに実施すること。 併せて、現時点における検討状況、検討にあたっての論点等について示すこと。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	商品ファンド法において、契約締結前と締結時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要であり、後日当事者間において契約内容を巡るトラブルが生ずることを防止することで、投資家保護を図る趣旨によるものである。 どちらか一方の書面から重複事項の記載を省略した場合において、投資家保護上問題がないか、が書面簡素化にあたっての論点と考えられるが、本年度中に措置するか否かを含め関係官庁と検討することとしたい。 (注)「措置の内容」及び検討終了時期については現時点では未定	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化について検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	未定	同一投資家が追加型商品ファンドを追加購入する場合、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて、投資家の意思確認の方法や投資家にとって分かりやすい書面となるよう配慮しつつ、結論を得る。(平成15年度結論)	5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならないところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化(変更点等のみ交付)してもよいこととして戴き度い。	金融庁 農林水産省 経済産業省
z0300900	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条6号の2	商品投資販売業の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者を有するか否かの判断基準となっている。	b	その他の通り	映画等の制作に係る資金調達円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。	「措置の内容」については現時点では未定	回答では、「15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う」とされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。 実施時期について具体的に示されたい。	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和について、検討し、結論を得て、平成150R16年度中に実施されることについて見解を示されたい。	b	未定	映画等の制作に係る資金調達円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、結論を得る。(平成15年度結論)	5100	5100130	東京都	13	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和		映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経験を有する者の配置等)を撤廃する。	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300910	貸金業の規制等に関する法律第18条第2項受取証書の交付義務の一部見直し	貸金業の規制等に関する法律第18条第2項	通常、貸金業者は債務者から弁済を受けた場合、貸金業者は債務者に対し、その都度、受取証書を発行することが義務付けられているが、法第18条第2項により、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあっては、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、貸金業者は受取証書を債務者に交付する義務を負う。	b	その他欄の通り	貸金業者に対し、弁済受領時に法第18条第1項に定める受取証書の交付を義務付けているのは、債務者が自らの債務の内容を明確に把握し、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得るものとするためである。このような債務者保護の観点から踏まえれば、法第18条第2項により受取証書の交付を弁済者からの請求があるときに限定するケースを拡大することについては、十分かつ慎重な検討が必要であると考え。その際、貸付けに係る利率が利息制限法第1条第1項に規定された利率を上回る場合においては、法第18条第1項の書面交付がいわゆるみなし弁済の要件となっている(第43条)ことに留意する必要がある。なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目的として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている	改正法施行後3年を目的として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	各省市庁回答に対する再検討要請	b	「措置の概要」欄内の(注)を参照	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目的として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい。	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)				5101	5101120	アイフル株	12	貸金業の規制等に関する法律第18条第2項受取証書の交付義務の一部見直し		法第18条第2項を「前項の規定は、店頭や自社ATM機以外の方法により、弁済を受けた場合にあっては、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、適用する」と変更する。若しくは、法第18条第2項にある「その他内閣府令で定める方法により弁済を受けた場合」のその他の具体的な弁済例を記載した内容を別途に定める。また、銀行振込や郵送、口座引落し等の場合において、顧客の控えに「弁済日(入金日)・弁済金額(入金額)」が確認出来る場合においては、受取証書の交付とみなす。	金融庁
20300920	発行登録制度の適用会社の拡大	証券取引法第23条第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4	発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	発行登録制度は、企業情報等の周知性が十分に認められるものとして、継続開示要件(1年以上の継続開示)及び一定の周知性要件(株券の市場における売買総額等)を満たす企業が利用することができることとされている。しかしながら、組込方式が認められている会社は、継続開示要件のみ満たす会社であるため、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されているとは考えられない。したがって、このような会社について発行登録制度の適用を認めることとした場合、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出するだけで有価証券の取得、売り付けができることとなり、投資者は発行会社の企業情報等を十分に考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資者保護の観点から、組込方式のみが認められている会社に発行登録制度の適用を認めることは適当ではないと考える。		回答では周知性要件が欠格していることを根拠に対応不可とされているが、要望内容は、「組込方式による会社であっても、当該企業に係る企業情報が既に公衆に広範に提供されていることには変わりなく、流通市場の取引状況等に基づいて発行登録制度の可否を区分することは合理的ではない」との観点から実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	流通市場において、有価証券の売買取引が頻繁に行なわれるような場合は、その会社の企業情報が公衆に広範に提供されていると考えられることから、周知性の要件として、売買総額の基準が設けられている。なお、周知性要件には一定の格付取得基準もあり、取引状況にかかわらず発行登録制度を利用することは可能である。しかしながら、組込方式の発行会社の場合は継続開示要件は満たすものの売買総額等の周知性要件を満たさないため、企業情報が既に公衆に広範に提供されているとは言えず、投資者保護の観点から発行登録制度の適用を認めることは適当ではないと考える。	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)				5102	5102490	(社)日本経済団体連合会	49	発行登録制度の適用会社の拡大		発行登録制度を、現在、組み込み方式が認められている会社にも拡大することを容認すべきである。	金融庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300930	不動産投資法人が発行する不動産投資証券の株式としての取扱い	証券取引法第2条18項、同第2条1項9号、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	<p>要望は、不動産投資証券を有価証券指数先物取引の対象とすることと理解されるが、現行証券取引法においては株券を対象とする株債指数先物取引のみが認められている。先物取引の対象となる有価証券指数については、現物有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種類全体の流動性、当該指数の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討することが必要であり、現状、株債指数が適当とされていることによるものである。我が国の代表的な株債指数先物商品としては、大阪証券取引所の日経平均株債先物(東証一部上場銘柄のうちの225銘柄を対象とする。)及び東京証券取引所のTOPIX先物(東証一部上場の全銘柄を対象とする。)がある。</p> <p>(注)15年5月末現在の東証一部上場銘柄数は1,522銘柄。</p>	c	-	<p>現在、有価証券市場において取引されている株債指数先物取引は、現物有価証券の銘柄数、流動性、指数の操作可能性等の観点から証券取引所の上場株券を対象としている。不動産投資証券については、現在、東京証券取引所に6銘柄が上場され、15年4月から、同取引所が「東証REIT指数」を算出・公表しているが、銘柄数は僅少であり、指数の価格操作性の観点などから当該指数を有価証券指数先物取引の対象とすることは困難と考えられる。</p>	(「措置の概要」欄より続く)	<p>回答では要望への対応は困難とされているが、運用の自由度向上という要望主旨を踏まえてさらに前向きに対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	b	-	<p>現在、有価証券市場において取引されている株債指数先物取引は、現物有価証券の銘柄数、流動性、指数の操作可能性等の観点から証券取引所の上場株券を対象としている。不動産投資証券については、平成13年9月以来、東京証券取引所に6銘柄が上場され、15年4月から同取引所が「東証REIT指数」を算出・公表しているが、当該指数が有価証券指数先物取引の対象として適当かどうかについては、現在の上場銘柄数が僅少であること等から更に取引状況の動向をみる必要があると考えられる。しかしながら、将来、不動産投資証券市場が拡大することも予想されることから、不動産投資証券指数を有価証券指数の対象とすることが可能となるように関係法令の改正の検討を行うこととしたい。なお、実施時期については、今後の不動産投資証券の取引状況の動向をみて判断する必要がある。</p>				5102	5102500	(社)日本経済団体連合会	50	不動産投資法人が発行する不動産投資証券の株式としての取扱い		不動産投資信託証券(REIT)を指数に組み入れたインデックスを解禁するため、投資証券という規定を廃止し、投資法人の発行する投資口を株式と規定すべきである。あるいは、株式に適用されている法律条項を投資証券(少なくとも上場不動産投資証券)に対して広範に適用すべきである。	金融庁	
			<p>投資法人は株式会社とは異なる特別な法人として創設されていることから、投資法人が発行する投資口を株式と規定していない。また、証券取引法においては株券を対象とする株債指数先物取引のみを認めている。</p>			<p>会社型投信を創設するにあたって、商法に基づく株式会社制度を利用することも考えられたが、オープン型の会社型投信においては、投資家の請求に応じて直ちに株式を消却して払い戻しをする必要があり、我が国の商法は、株式を消却する際に厳格な減資手続きが必要とされていることや株式会社における手続きを厳格に踏んだ場合には、必要以上のコストを負担しなければならないなどの問題があったことから、会社型投信を組成するための専用の法人として証券投資法人を創設することとしたものである。</p> <p>したがって、投資法人は主に資産の運用を目的とする集合体である器としての機能を有するのみで、他の営業行為を行わないことから、本店以外の営業所を設けず、又は使用人を雇用することができないこととし、その一方で、決算手続きの簡素化等のスリム化が図られ、さらに資本制度を採用せず、規約に規定すれば投資家からの請求に応じて払い戻しを行う仕組みを可能とするための制度として、</p> <p>(以下「その他」欄に続く)</p>			c	-	<p>投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として投信法に基づいて設立される団体であるが、その実質は単なる運用資産の集合体に過ぎず、他の営業行為を行わず、投資法人は、本店以外の営業所を設けず、又は使用人を雇用することができない一方、決算手続きの簡素化等スリム化が図られている。さらに投資法人は、商法に基づく株式会社と異なり、資本制度を採用せず、規約に規定すれば投資家からの請求に応じて払い戻しを行う仕組みを可能とするための制度として、株式会社とは異なる特別な法人として創設したものであることから、投資口を株式と規定することは適当ではない。</p>												

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20300940	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法第29条の3第2項 予算決算及び会計令第72条	1. 物品製造等の資格審査申請書の様式は平成13年1月から全省庁で統一されており、紙及び電子媒体(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ)を選択することにより競争参加資格審査申請を行うことができる環境設定が既になされている。 工事等の競争参加資格申請書は内閣府所管契約事務取扱細則により内閣府所管で統一様式を作成しており、申請は紙のみとしている。 2. 入札については、会計法等の各種規定により実施(入札実施は紙媒体による)。	1. 物品: d 2. a	その他の欄とあり	1. 工事等の競争参加資格審査申請については、国土交通省が基幹省庁となり、平成16年度から電子的方式により資格審査の受付ができるよう、現在検討しているところである。 2. 金融庁が実施する入札については、平成15年度内に電子入札の導入を予定している。(内閣府所管システム)	工事に係る競争参加資格審査の措置及び入札の電子化に係る法律等の手当ては不要である。								5008	5008400	オリックス(株)	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁	
															5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善		・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁	
20300950	法令に基づかない共済に関する基準の明確化	-	いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	c	-	いわゆる共済は、対象者が地域・職域等に制限され、不特定の者を対象としていないもの等であることから、保険業法の趣旨に照らし、その規制の対象外とされているところである。 根拠法がなく任意の団体で行われている共済については、様々な規模・形態で多様な事業が行われているものであり、一律に規制等を課すことについては、自発的な共済を基本とする共済事業のあり方に関わる問題であることから、慎重な検討が必要。		回答では、不特定の者を対象としていない共済については一律に規制等を課すことは共済事業のあり方に関わる問題であり、慎重な検討が必要であるとのことであるが、要望の趣旨は、法令に基づかずかつ不特定多数を相手とする「共済」と名乗る事業が横行しており、過去に犯罪行為等により「共済」契約者等に多大な影響を与えた(消費者保護上問題)ことがあること、さらには、保険業法の監督に服さず、募集人登録や手数料割戻し規制等もないことが、保険会社に対する競争力として濫用され、強いては保険事業に対する信用を失墜させているため、不特定多数を相手とする共済と名乗る事業者は本来「保険業法」の適用を受け、保険会社と同様の保険会計の準用、財務内容の開示、契約者保護ルール等を図るべきとのことであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	貴事務所の指摘について、法令に基づかず不特定多数を相手に保険業を行うことは、そもそも保険業法違反であり、こうした違法な共済については、関係機関と連携して厳正に対処することとしているところ。 金融庁としては、そのような違法な共済については厳正に対処するとともに、消費者保護の観点から保険と根拠法のない共済の制度上の違いについて周知を図るなどの取組を進めているところ。			5018	5018080	三井住友海上火災保険(株)	8	共済と競争条件を揃える		法令に基づかない共済について、保険会計の準用、財務内容の開示、募集者保護のためのルールの適用を図り、保険同一の競争条件に置くことを要望する。	金融庁		